

第 3 部

災害応急対策計画

第3部 災害応急対策計画

第1章 応急活動態勢

第1節 府中市災害対策本部の設置及び運営（各部）

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、府中市災害対策本部条例・同施行規則（以下「本部規則」という。）及び同運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）特別非常配備態勢初動班に関する要領の定めるところによる。その概要は次のとおりである。

第1項 市災害対策本部の設置及び廃止

1 市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、市の地域について風水害（第17章の災害救助法の適用基準に達する程度の風水害をいう。以下本章において同じ。）が発生し、又は風水害が発生するおそれがある場合において、市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。
- (2) 本部員（本部規則第5条第1項）は、市本部を設置する必要があると認めるときは、環境安全部長に市本部の設置を要請することができる。
- (3) 環境安全部長は、上記(2)の要請があった場合又はその他の状況により、市本部を設置する必要があると認めるときは、本部員を招集して、協議の上本部の設置を市長に申請しなければならない。

2 市本部設置の通知

- (1) 市長は市本部を設置したときは、環境安全部長を通じ、その旨を都知事及び、次に掲げるもののうち必要と認めた者に、市本部の設置を通知しなければならない。
 - ア 本部員
 - イ 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
 - ウ 警視庁府中警察署長
 - エ 東京消防庁府中消防署長
 - オ 府中市消防団長
 - カ 関係防災機関の長又は代表者
- (2) 本部員は、上記2、(1)の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。
- (3) 広報課長（本部広報係長）は、本部が設置されたときは、その旨を市民及び報道機関に発表しなければならない。

3 本部標示の掲出

市本部が設置された場合は、市役所に「府中市災害対策本部」の標示を掲出する。

4 市本部の廃止

- (1) 市本部長は、市の地域について風水害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は風水害応急対策がおおむね完了したと認めるときは市本部を廃止する。
- (2) 市本部の廃止の通知等は、市本部設置の通知に準じて処理する。

第2項 市本部の組織

- 1 市本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- 2 本部長室は、市本部長、副本部長（副市長・教育長）及び本部員（部長）をもって構成する。
- 3 市本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

第3項 市本部長等の責務

- 1 市本部長は、市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、市本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 本部員は、市本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

第4項 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の各号に掲げる事項について、市本部の基本方針を審議決定する。

- 1 市本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 避難の勧告又は指示に関すること。
- 4 都、関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。
- 5 災害救助法の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。
- 6 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 7 全各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

第5項 本部連絡員・本部派遣員

- 1 本部連絡員は、本部長室と部相互間の連絡調整を推進するため、部長が部所属の課長級の職にあるもの者のうちから指名する。
- 2 環境安全部長は、本部長室又は指定した場所に、本部連絡員を召集することができる。
- 3 環境安全部長は、特に必要があると認めたときは、府中消防署、府中警察署、消防団、指定地方行政機関等から、本部派遣員の派遣を求めることができる

第6項 災害救助法における救助事務

風水害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告しその後の処置に関して知事の指揮を受ける。

第7項 活動態勢

- 1 市は、市本部を、本章第1項により市庁舎に設置した場合、市本部長及び災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 2 市本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部が設置された場合に準じて処理する。この場合、本編において「市本部長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。
- 3 第17章に定めるところにより、市の地域に災害救助法が適用されたときは、市本部長（本部が設置されていない場合は市長。以下本編第17章において同じ。）は、都知事の指揮を受けて、同法に基づく災害事務を実施する。
- 4 市は、夜間休日等の勤務時間外の風水害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 5 市は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、矢崎町防災倉庫会議室を予備施設とする。
※その他、状況に応じて市施設等を指定する。

第2節 市職員の初動態勢（各部）

第1項 市本部の非常配備態勢

市長は、平日の勤務時間において、気象情報等により風水害等の災害が発生するおそれがあると認めるとき、または発生した場合、水防非常配備態勢を発令する。非常配備態勢は、市本部運営要綱に基づき第一から第三非常配備態勢とする。

1 水防非常配備態勢の種別

(1) 水防第一非常配備態勢

ア 時期

第一非常配備態勢は、台風の進路が東京地方に予想されるとき、または多摩北部地方に集中豪雨その他の注意報が発令され、相当の被害の発生が予想されるとき、または発生したとき、市本部長が必要であると認めるときにその指令を発する。

イ 態勢

第一非常配備態勢が発令された場合、市職員は水防その他風水害の発生を抑制するための措置を強化し、災害対応に必要な準備を開始する。

(2) 水防第二非常配備態勢

ア 時期

第二非常配備態勢は、台風が東京地方に接近し、東京地方または多摩北部に暴風警報、

大雨警報若しくは洪水警報いずれかが発表され、かつ被害の発生が予測されるときまたは被害が発生したとき市本部長が必要と認めたとき発令する。

イ 態勢

市の地域についての風水害に直ちに対処できる態勢とする。また、避難の勧告等の発令に備え、応急避難所を確保するとともに、開設にあたっての準備を行う。

(3) 水防第三非常配備態勢

ア 時期

第三非常配備態勢は、台風が東京地方に上陸し、東京地方または多摩北部地方に暴風警報、大雨警報若しくは洪水警報のいずれかが発表され、人命の危険が切迫しその他の状況により市本部長が必要であると認めたときにその指令を発する。

イ 態勢

市本部長が発する避難の勧告、指示に迅速に対応できる態勢とする。

2 休日夜間等の勤務時間外における非常配備態勢の発令

勤務時間外における非常配備態勢の発令は、上記1の発令態勢を準用する。

3 水防応急対策室の設置

水防第二非常配備態勢の発令に伴い、水防応急対策室を設置する。水防応急対策室の組織、運営は別に定める「水防応急対策室運営要綱」による。

4 府中市消防団の活動

府中市消防団は、水防第二非常配備態勢の発令以降、別に定める要綱に基づき活動する。

5 水防非常配備態勢の伝達

環境安全部長は、水防第三非常配備態勢が発令された場合は、各部長に連絡するものとする。

6 水防非常配備態勢の特例

市長は、風水害の状況その他により必要があると認めたときは、上記1の状況に限らず、特定の部に対して非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

7 動員表及び本部連絡員名簿

非常配備態勢別の職員の動員表及び本部連絡員の名簿は別に定める。

第2項 風水害警報発令による水防応急対策室の設置

市長は、休日夜間等の勤務時間外において、気象庁または関東地方局が風水害に関する警報を発令し、またはこれに類する状況にいたった場合には、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うために災害対策本部の設置を待たずに水防応急対策室を設置する。

1 組織

水防応急対策室は、環境安全部防災課及び関係部課をもって組織する。

組織の構成及び運営については別に定める要綱によるものとする。

2 非常召集命令

- (1) 環境安全部長は、前(1)による災害応急対策室の設置の必要があると認めるときは、勤務時間外の職員に対し非常召集命令を発令する。
 - (2) 非常召集命令は、第二水防非常配備態勢以上の状況かつ別に定める要領に示す基準に達したときをもって発令されたものとする。
- 3 府中市消防団の活動
- 府中市消防団は、第二非常配備態勢の発令以降、別に定める要綱に基づき活動する。
- 防災課長は、風水害に対する警戒及び応急救援のため緊急に必要と認めるときは消防団に協力を求めるものとする。
- 4 責務
- (1) 市役所に出動し風水害警報等情報連絡態勢を設けるとともに、風水害が発生した場合の応急対策に備える。
 - (2) 情報の収集及び応急対策については、府中消防署、府中警察署、府中市消防団及び関係防災機関と連携を図り、市防災課と各機関相互の情報の共有化を図る。
 - (3) 環境安全部長は、必要と認めるときは、市関係部課に出動または職員の待機を要請するとともに関係防災機関と連絡調整し、情報連絡のため職員の派遣を求めるものとする。

第3節 府中市防災会議の招集（各部・各機関）

市の地域に風水害が発生した場合において、当該風水害に係る応急対策に関し、都・他市町村・指定地方行政機関等相互間の連絡調整を円滑に行うため、市長は、市防災会議の招集を行う。また、特に必要と認めるときは、防災会議委員は、会議の招集を要請するものとする。

第4節 指定地方行政機関等の活動態勢（各機関）

第1項 責務

- 1 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関は、市の地域について風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令・防災基本計画・防災業務計画・都地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、風水害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力する。
- 2 市の地域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、市の地域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令及び市防災計画の定めるところにより、災害対策を実施する。

第2項 活動態勢

- 1 指定地方行政機関等は、第1項の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、風水害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第2章 情報の収集と伝達

風水害が発生した場合は、各防災機関が緊密に連携して気象及び被害状況等の的確な情報収集と伝達を行い応急対策を実施しなければならない。

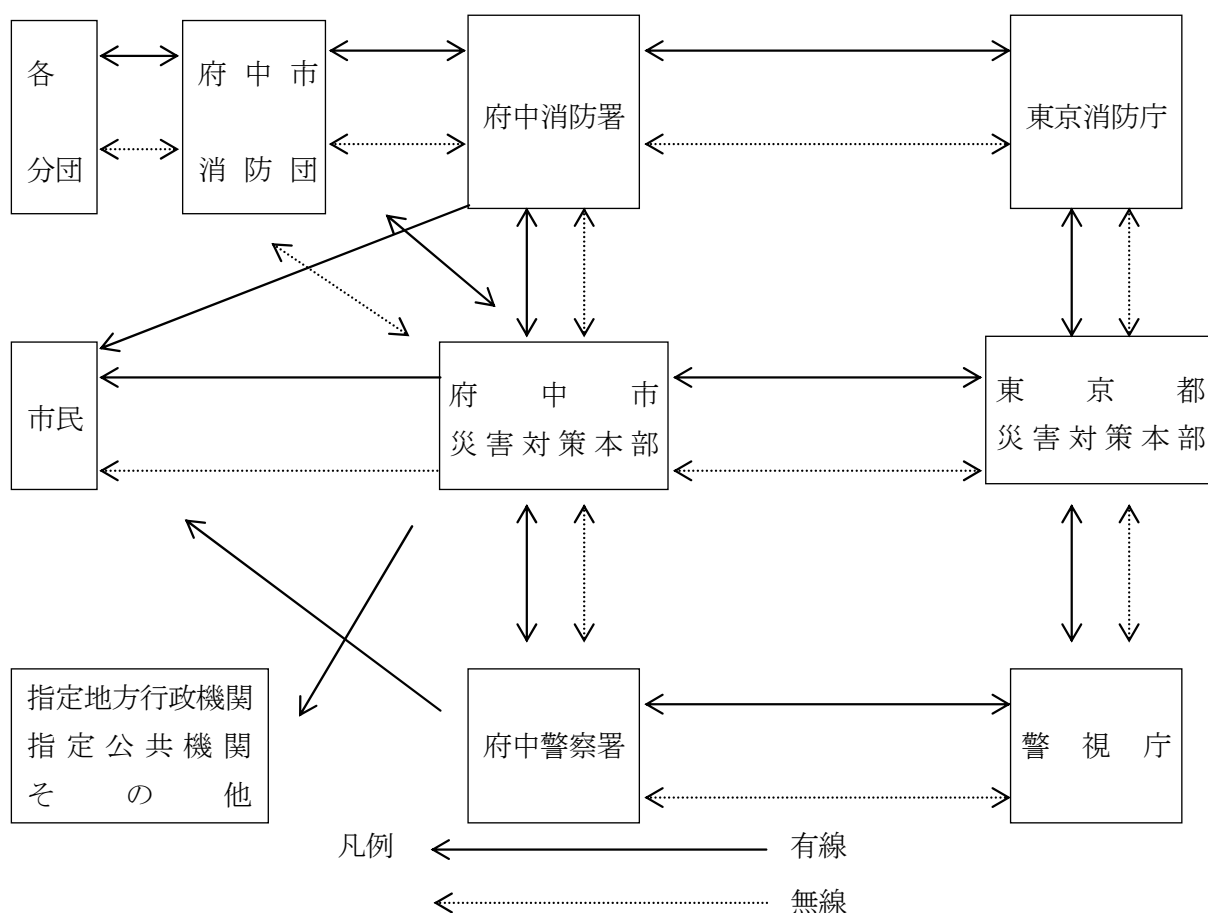
また、被災住民等に対して適切な広報活動を行うことは、パニックを防止し、社会的混乱を最小限にとどめるとともに、秩序ある避難等応急対策の効果を高める。

第1節 情報連絡体制（環境安全部）

風水害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、風水害に関する情報連絡を的確かつ迅速に行うことが必要である。

第1項 通信連絡系統

都及び各防災機関等との相互連絡は防災行政無線を基幹とした通信網により情報連絡を行う。市を中心とする風水害発生時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



<通信連絡体制の内容>

区分	内容
市	1 市は、都防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 市は、都及び市保有の防災行政無線並びに携帯電話その他の手段の活用により、府中警察署、府中消防署、各行政機関、公共機関等の防災機関と情報連絡を行う。 3 災害に関する情報の収集と伝達を円滑に処理するため、府中警察署、府中消防署等の協力を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため非常(緊急)通信、若しくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用できるよう、NTT及び各施設責任者の協力を確保する。
都	都防災行政無線を基幹として、各無線や有線電気通信設備の利用等各種の通信手段により市と情報連絡を行う。
府中警察署	警察無線及び警察電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。
府中消防署	消防無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、市と情報連絡を行う。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

第2項 主な通信施設等の整備

1 防災行政無線

都防災行政無線(電話・ファクシミリ・データ通信・画像通信)により市と都の通信連絡態勢は確立している。

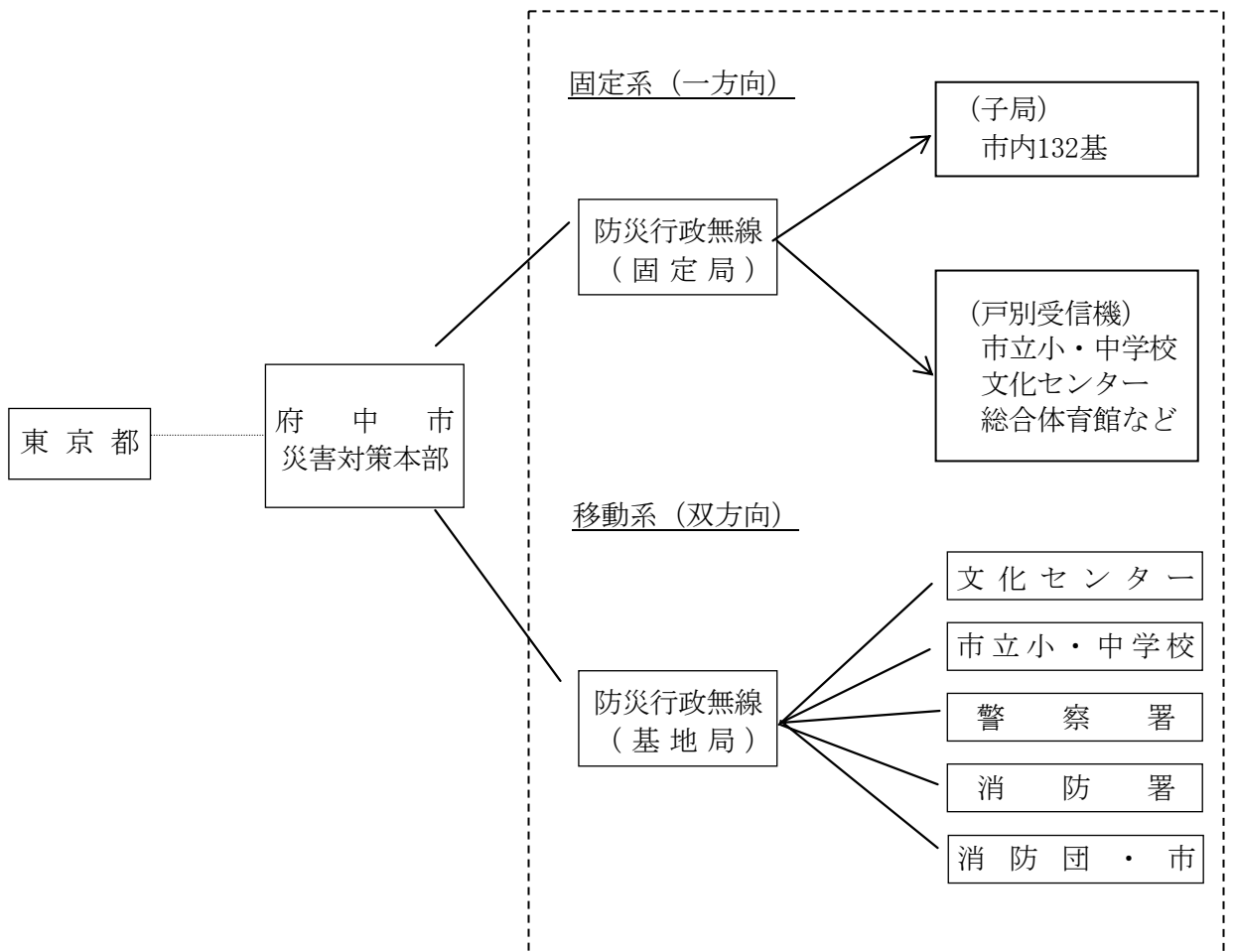
市における各防災機関及び主要施設等との通信は防災行政無線を基幹としたものとなっている。

<整備状況>

固定系	固定局(市役所)	132基
移動系	基地局(市役所) 制御器	14基 160基

なお、指定避難所となる小・中学校及び文化センター等には、防災行政無線戸別受信機を設置する。

<防災行政無線の概念図>



2 緊急連絡システム

府中消防署から緊急時に発する指令によりサイレンを吹き鳴らす連絡網で、各分団と防災センターとを直結する。また、緊急情報の内容をファックスにより各分団に通信するシステムとなっている。

3 携帯電話等

情報収集と伝達を確実なものとするためには、通信手段の多重化を進めていく必要がある。このため、携帯電話、インターネット等様々な通信手段の導入整備を図っていく。

また、携帯電話被害情報システムの活用についても検討する。

第2節 災害予警報等の伝達（環境安全部・税務管財部・各機関）

風水害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や市民等に風水害に関する情報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

市及び防災関係機関は、風水害が発生した場合又は風水害の発生が予想される場合には、速やかに被害状況等を収集把握し、通報及び伝達をする。

第1項 情報の通報及び伝達

<情報の通報及び伝達>

区 分	内 容
市	<p>1 異常現象の通報 市は、風水害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、またその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都に通報する。</p> <p>2 一般の風水害原因に関する情報の通報 風水害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する措置をとる。</p> <p>3 予警報の伝達 市は、重要な注意報・警報及び洪水予報等について、都、府中警察署又は府中消防署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに市内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察機関及び消防機関の協力を得て、市民に周知する。</p>
都	<p>1 重要な情報の通報 都は、地象、水象その他の風水害原因に関する重要な情報で、市に関係するものについて、気象庁、他市町村その他の関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどにより知ったときは、直ちに市に通報する。</p> <p>2 注意報及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報で、市に関係するものについて、気象庁から通報を受けたとき、又はその発令を知ったときは、直ちに市に通報する。</p>
府中警察署	<p>1 異常現象の通報 府中警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</p> <p>2 警報の伝達 気象情報で警報についての情報を受けた場合、又は発表を知った場合、署、交番、駐在所を通じて、市民に周知する。</p>
府中消防署	<p>1 異常現象の通報 府中消防署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</p> <p>2 風水害情報の通報 府中消防署長は、風水害情報について、関係機関から通報を受けたとき、又は自らの情報収集などによって知ったときは、消防出張所に一斉通報するとともに、直ちに市に通報する。また、併せて市民に周知する。</p>

第2項 情報の収集と伝達

1 収集と伝達態勢

(1) 市における情報連絡

風水害発生初期の被害情報の収集と伝達が迅速かつ正確に行われることは、その後の応急対策活動に大きな影響がある。特に人及び建物に関する被害の情報は、災害救助法の適用や各防災機関の応援要請に関わることがあるので、これらの情報の正確な収集と伝達に努めるものとする。

ア 市本部設置前の情報の収集と伝達態勢

特別非常配備態勢により被害情報の収集と伝達を行う。

イ 市本部設置後

非常配備態勢により情報の収集と伝達を行い、市本部運営要綱に定める本部連絡員が連絡責任者となる。各部の収集と伝達する情報は2のとおり。

市本部が設置された場合の情報受発センターは、市役所1階市民談話室に設ける本部長室とし、各機関との情報連絡を行う。

(2) 地域における情報連絡

消防団員及び自主防災組織の構成員の中から地域における情報を連絡する責任者をあらかじめ定め、迅速かつ適確な情報の収集に当たる。

2 収集と伝達情報の種類

- (1) 人的、物的被害状況（税務管財部等）
- (2) 避難の状況（市民生活部等）
- (3) 交通機関の運行及び道路交通の状況（環境安全部等）
- (4) 防災関係機関の防災応急対策の実施状況（環境安全部等）
- (5) ガス、上下水道、電気等生活関連施設の運営状況（環境安全部、各企業等）
- (6) 情報の変容、流言等の状況（環境安全部等）
- (7) 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達（環境安全部等）
- (8) 消防団員等の配備命令の伝達（環境安全部等）
- (9) 市内企業等に対する防災応急対策実施指示等（市民生活部等）

第3節 被害状況の調査報告

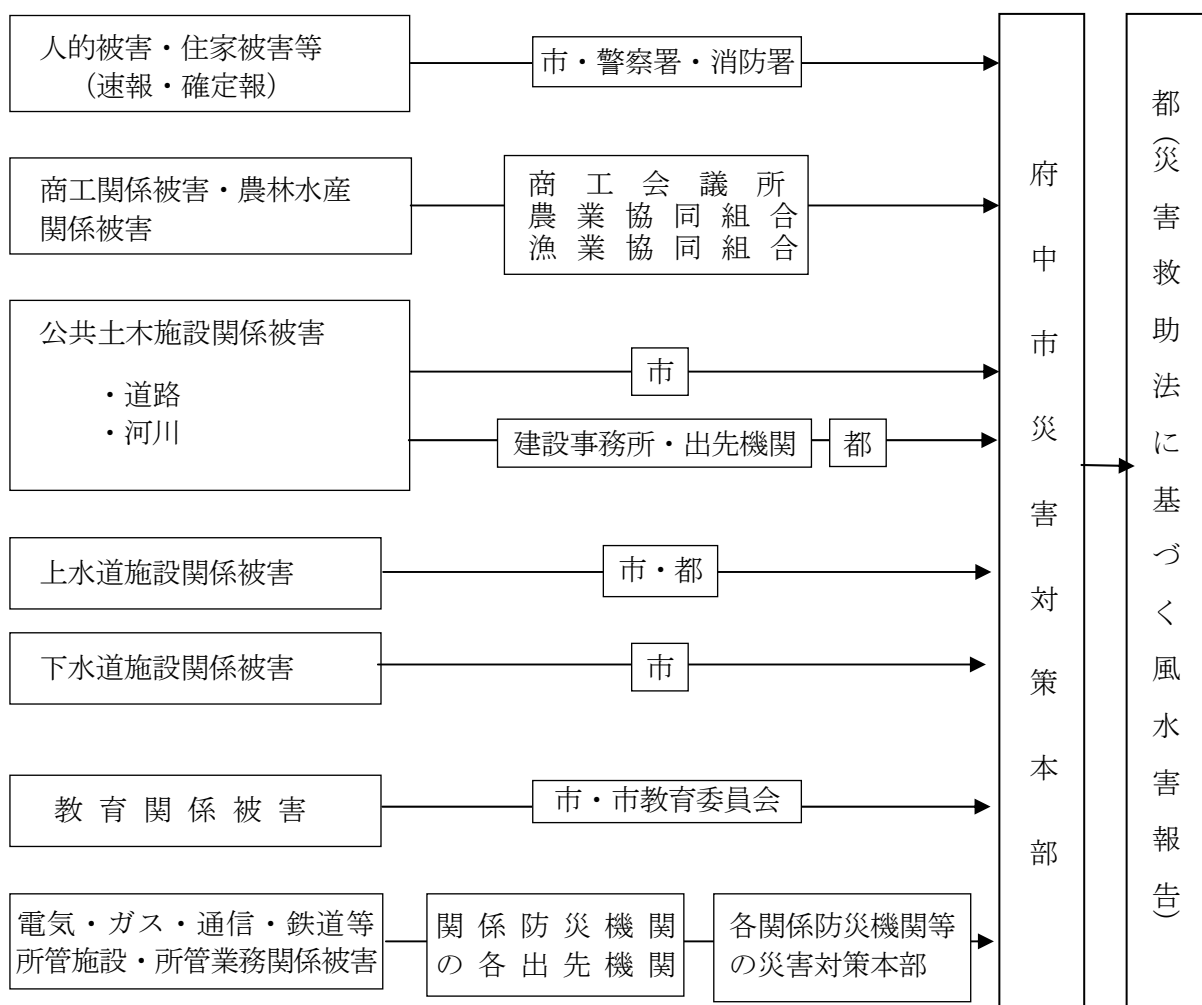
(環境安全部・政策総務部・税務管財部・府中警察署・府中消防署)

被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法の適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資材等の調達等、あらゆる災害対策の基本となる重要な事項である。各防災関係機関は、風水害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、市に報告する。

第1項 被害状況の報告・伝達系統

被害状況の報告、伝達系統は、次のとおりである。

<被害状況の報告・伝達系統>



第2項 被害状況の調査報告

<被害状況の調査報告>

機 関 名	
市	<p>1 調査報告体制の整備 被害状況の迅速かつ的確な把握をするため、次によりあらかじめ調査報告体制を整備する。</p> <p>(1) 地域別及び被害の種別ごと等に、調査報告責任者をあらかじめ定めておく。 なお、自主防災組織等の協力体制の確保についても定めておく。</p> <p>(2) 調査用紙及び報告用紙の事前配布及び調査要領の作成周知、連絡方法などについて、あらかじめ定めておく。</p> <p>(3) 一定の被害を想定し、調査報告について関係者の実践的な訓練を行うなど、調査報告業務の習熟に努める。</p> <p>2 被害状況の報告 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで被害状況等について、都（都に報告できない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告する。</p> <div data-bbox="387 1032 1275 1234" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国への連絡先 電話 03-5574-0119 (FAX 03-5574-0190) 消防防災無線 6060 (FAX 6069) 地域衛星通信ネットワーク T N-048-500-6060 (FAX T N-048-500-6069)</p> </div> <p>報告すべき事項</p> <p>(1) 災害の原因</p> <p>(2) 災害が発生した日時</p> <p>(3) 災害が発生した場所又は地域</p> <p>(4) 被害状況</p> <p>ア 人的被害に関する事項</p> <p>イ 住家の被害に関する事項</p> <p>ウ 非住家の被害に関する事項</p> <p>エ 田畑の被害に関する事項</p> <p>オ その他被害に関する事項</p> <p>カ リ災者に関する事項</p> <p>キ 被害額に関する事項</p> <p>(5) 災害対策及び災害応急対策について、既にとった措置及び今後とろうとする措置</p> <p>(6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類</p> <p>(7) その他必要な事項</p>
その他の 防災機関	各防災機関は、所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について報告する。

第3項 市の被災地調査要領

1 調査班の編成

政策総務部（政策課長）は、風水害現地の実態を把握し、市の風水害応急対策活動を円滑に進めるため、調査班を編成する。ただし、班の数及び構成その他必要な事項は事態に応じ適宜編成する。

2 調査班の任務

調査班は、市本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

3 調査事項

特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 風水害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況
- (4) 被災地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動のあい路
- (6) その他必要な事項

4 実施要領

特命による現地調査に当たっては、庁用車等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一市本部長に報告する。なお、調査の際特命事項以外で重要な情報があるときは、直ちに報告する。

第4項 府中警察署における風水害発生時の通信連絡事務

府中警察署における風水害発生時の市本部との通信連絡事務は、府中警察署警備課警備係が担当する。

1 通信系統

(1) 市本部との連絡

平常時は市本部とは加入電話、市防災行政無線により連絡を行う。

通信途絶時には市防災行政無線、又は必要により連絡員を派遣し警察無線で連絡態勢を確保する。

(2) 府中消防署、消防団に対する連絡

加入電話、市防災行政無線により直接連絡のほか、市本部経由により連絡を行う。

第5項 府中消防署における風水害発生時の通信連絡事務

1 市災害対策本部との連絡

市役所と府中消防署間とは、加入電話・市防災行政無線又は必要により連絡員を派遣しその者が携行する無線によって連絡する。

2 府中市消防団に対する指令及び連絡

消防団員の動員または活動の指示連絡は、原則として消防団本部を経由して行う。

3 連絡態勢

風水害が発生した場合には非常時における署隊本部を設置し、次の措置をとる。

- (1) 無線局の開局及び受信体制の確保
- (2) 市本部その他関係機関への連絡員派遣
- (3) その他必要な措置

4 風水害情報収集と伝達要領

- (1) 119番通報、その他の有線通信施設等により市民から提供された情報、関係機関からの情報及び監視警戒により情報を収集する。
- (2) 活動状況及び被害状況は、必要により市本部に通報するとともに、相互に情報交換し、情報の共有化を図る。

第4節 広報・広聴活動（政策総務部・府中警察署・府中消防署）

第1項 通信施設の防災計画

1 風水害予防態勢

平素の気象情報、風水害に関する情報に注意し、風水害発生時において、直ちにこれに対処できるように次のことがらについて広報・広聴方法の体制を整える。

- (1) 風水害情報
- (2) 市の応急復旧対策
- (3) 避難誘導その他の注意事項
- (4) 交通機関の通行状況
- (5) 風水害に関する要望、苦情、相談等
- (6) その他の必要事項

第2項 風水害広報情報の収集

<情報収集方法>

市本部	風水害広報に関する情報は、各部課において収集し市本部において統一的に処理し、必要がある場合は、政策総務部（広報課長）が報道機関へ発表する。
府中警察署	風水害が発生した場合は、警視庁警備部、通信指令本部及び隣接の警察署、各方面本部との通信網を活用して、風水害の発生状況及び復旧対策、復旧状況のほか交通機関の運行状況、避難者の動向等についての情報の収集に努める。
府中消防署	風水害発生時において、警防本部、方面隊本部等から風水害に関する情報を収集し、市本部及び関係防災機関と連絡協調を図り、情報の収集に努める。

第3項 報道機関への情報提供

<情報提供方法>

市本部	<p>1 報道機関への情報提供は、府中市政記者クラブにおいて 市長（市本部長）又は政策総務部広報課長による会見（被害状況、対応策等）を状況に応じて適宜行う。</p> <p>2 庁内の各部署は記者発表用の原稿を作成し（市本部に合議）、資料とともに広報課へ提出する。広報課ではニュースリリース案を作成し、担当所属長同席で報道機関に情報提供をする。</p>
府中警察署	管内の風水害警備関係情報については、副署長から報道機関に対し広報する。
府中消防署	管内に発生した風水害に関する情報の発表は、市本部と連絡を密にし、必要により副署隊長が報道機関へ発表を行う。

市及び各関係機関は、報道機関に発表した内容について、情報の共有化を図るものとする。

第4項 市民への広報広聴

1 市本部

風水害発生時には、被災地の市民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を最小限にとどめ、人心の安定を図り、適切な判断による行動がとれるようにする。このため、市は関係防災機関及び庁内の各担当部署と一体となって、適切で迅速な広報活動を行う。また、関係防災機関とともに、広聴活動を行い被災者の動向と要望の把握に努めるほか、市民の相談業務に応じる。

(1) 避難勧告等の情報伝達

災害発生時、市本部設置時又はこれに準ずる態勢をとった場合は、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、都やマスコミと連携し、市民等に対し、避難勧告等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

(2) 生活情報の提供と周知方法

市本部、庁内各部署、関係防災機関などから収集した、生活情報を防災行政無線、広報車で市民に伝達する。また、避難所へも無線、有線、ファクシミリなどを使って伝達する。

※生活情報とは、食料物資などの生活必需品の配給状況、通信・交通機関の復旧・運行状況、医療救護の状況などをいう。

(3) 安否情報の提供と周知方法

防災機関（府中警察署、府中消防署、自衛隊など）から市本部に集められた安否情報（死亡、行方不明、けがなど）を避難所へ無線、有線、ファクシミリなどを使って伝達する。安否情報の簿冊を管理し、問い合わせに対応する。報道機関、ケーブルテレビ、ラジオにも協力を依頼する。

(4) 広報の方法

市本部で収集した情報を、政策総務部（広報課）で防災行政無線、広報車、ちらし、掲示物の作成などを行い市民へ伝達する。併せてケーブルテレビ、ラジオも活用する。

(5) 防災情報配信システム（安全安心メール）

あらかじめメールアドレスを登録している市民などに対し、洪水等が発生する危険性が高まった場合、避難情報等をメールにて配信する。

(6) 相談窓口の開設

広報車が適宜被災地を巡回し、移動相談を行い、相談・要望を聴取する。また、主な避難所に臨時相談所を設ける。この場合政策総務部広報課だけでは相談員が不足するので、政策課、財政課の応援を得る。

(7) 外国人への防災、避難、生活情報の提供

政策総務部（広報課）は、市本部、関係防災機関などから収集した情報を各種外国語に翻訳し、情報提供を行う。

また、各避難所へ無線、有線、ファクシミリなどにより伝達する。市民生活部（都市交流担当）では、通訳ボランティアに応援を求める態勢を整え、また、風水害発生時の対応の周知（外国語パンフレットの配布など）を図る。また、都生活文化スポーツ局が風水害発生時に設ける「外国人災害時情報センター」との連携を進める。

(8) 風水害の記録（写真、ビデオ、映画）

風水害を記録するため、政策総務部（広報課）で記録班を編成し、復旧対策及び広報活動の資料の作成を行う。必要に応じ、カメラマンなどを外部へ委託する。

2 府中警察署の対応

風水害発生に対処して、警備活動を適切にし、市民の理解と協力を得るため、次の事項について市本部と連絡を密にし活発な広報活動を行う。

- (1) 被害状況、治安状況、救護活動及び警備活動の状況
- (2) 避難勧告等に基づく避難時期、場所、経路の伝達
- (3) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (4) 犯罪防止に関する事項
- (5) 流言飛語の防止に関する事項

3 府中消防署の対応

風水害発生時において市本部及び関係機関と連絡を密にして、次の事項に重点をおいて適時的確な広報活動を実施する。

- (1) 気象及び水位の状況
- (2) 水災及び土砂災害に関する情報
- (3) 被災者の安否情報
- (4) 水防活動状況

第3章 相互協力・派遣要請計画

第1節 風水害発生時の防災協力体制（環境安全部）

風水害発生時には、防災関係機関は、あらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなど、円滑に風水害対策を推進することが必要である。特に被害が広範囲に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難になることもありうるので、その場合は、都や他市町村、民間団体及び市民の協力を得て防災対策を実施することとなる。そのため、各機関は、平素から法令又はこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

なお、災害対策基本法に基づく風水害発生時の防災協力体制は別表のとおりである。

第2節 相互協力計画（環境安全部）

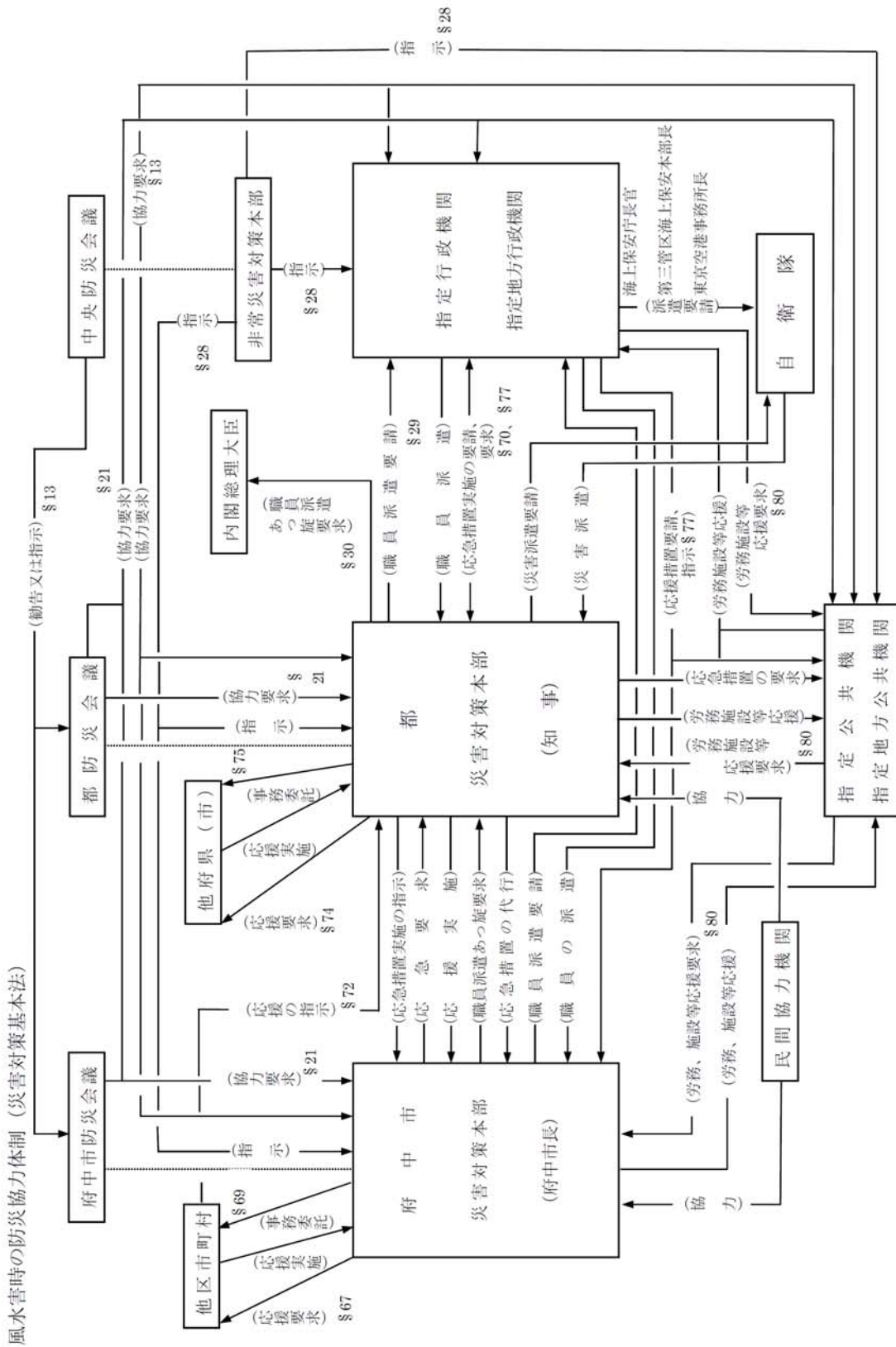
第1項 他市町村協力計画

- 1 風水害発生時における応急対策の万全を期するため、近隣の市町村等と平素から協力体制の確立に努める。
- 2 災害対策基本法第67条の規定に基づいて、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援の協定を締結する。
- 3 上記規定に基づいて必要と認めるときは、他市町村と相互応援を行い、もって応急措置の万全を期す。
- 4 今後、協定を締結する相手先の市町村、協定内容等についての検討を進め、相互応援協力体制の確立を図る。

第3節 他の自治体等からの応援職員の受入れ体制（政策総務部）

他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、政策総務部総務管理課が、応援職員名簿を作成し、宿泊待機所等を確保して行う。

また、応援職員の受入れ、各部への配置を円滑に行うため、各部の要請及び応急活動状況から必要要員数や必要業務等を事前に把握しておく。



第1項 都との協力計画

- 1 市は、都と平素から連絡を密にし、風水害発生時には一層の連絡強化に努め、協力して応急対策を実施する。
- 2 市長は、市の能力では風水害応急対策を円滑に実施できない場合には、都知事に対して応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）または応援のあっ旋を求める。
- 3 市長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、都災害情報システムにより要請し、後日文書によりあらためて処理する。
 - (1) 風水害の状況及び応援を求める理由
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資等
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容
 - (6) その他必要な事項
- 4 市は、都知事から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、積極的に協力する。

第2項 防災関係機関との協力計画

- 1 市は、風水害発生時における応急対策の万全を期するため、平素から防災関係機関と風水害対策上必要な資料及び調査研究の成果を相互に交換するなど連絡を密にし、風水害発生時における協力体制を確立しておく。
- 2 市及び防災関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集・交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置を講ずる。
- 3 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

第4節 民間協力計画（環境安全部）

民間協力機関とは、府中市建設業協会・府中市管工事協会・府中市電設業協会・(株)NTT東日本一東京西・東京電力(株)・東京ガス(株)・府中市医師会・府中市歯科医師会・府中市接骨師会・府中市薬剤師会・府中市民生委員（児童委員）協議会・府中市赤十字奉仕団・府中防犯協会・府中市災害防止協会・府中交通安全協会・府中市社会福祉協議会・自治会・自主防災組織・婦人会・府中消友会等をいう。

第1項 民間協力機関

- 1 市及び防災関係機関は、市の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、風水害発生時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の業務及び協力方法等協力体制の確立に努める。
- 2 市各部は、おのおの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議し、これら団体の市に対する協力事務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、風水害発生時に積極的な協力が得られるように努める。
- 3 防災ボランティアの受入れ・派遣機関として社会福祉協議会と、燃料を確保するために石油商業組合、燃料商組合、プロパンガス商工組合と協定を締結している。
また、救援物資等の輸送車両を確保するため都トラック協会と協定を締結している。
- 4 市民が風水害について正しい知識と理解をもち、市を風水害から守ろうとする認識をもつことが必要であるから、市は、関係機関の協力を得て、平素から協力機関等を通じて防災思想の普及に努め、また風水害発生時の心得等について機会あるごとに指導し、市民が自発的に風水害対策活動に協力するよう防災意識の高揚を図る。

第2項 専門団体との主な協定

- 1 府中市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 2 府中市電設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 3 府中市医師会との災害時の医療救護活動についての協定
- 4 府中市歯科医師会との災害時の医療救護活動についての協定
- 5 府中市接骨師会との災害時における協力についての協定
- 6 府中市薬剤師会との災害時における応急医薬品等の調達に関する協定
- 7 市内大手事業所等との災害時における飲料水の供給協力に関する協定
- 8 市内公衆浴場との災害時における飲料水等の供給協力に関する協定
- 9 府中市管工事組合との災害時の応急給水及び上下水道の応急復旧に関する協定
- 10 府中市清掃組合との災害時における廃棄物処理等に関する協定

第5節 自衛隊災害派遣要請（環境安全部）

風水害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し派遣を要請する。

第1項 要請手続

- 1 市長は、風水害により災害派遣の対象となる事態が発生し、派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、都災害情報システムにより都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。
 - (1) 風水害の情况及び派遣を要する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動報告
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 市長は、風水害に際し、通信の途絶等により、都知事に連絡が不能である場合、あるいは、都知事から自衛隊への連絡が不能な場合には、直接下記に被災状況を通知し、関係部隊等の自主派遣を促すものとし、事後、所定の手続を速やかに行う。

<関係部隊の通報先>

部隊名等 (駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1後方支援連隊 (練馬)	第3科長又は後方・計画幹部 03(3933)1161 内線403・413	連隊当直指令 03(3933)1161 内線406
航空自衛隊	防空指揮群本部 (府中)	企画科長又は運用係長 042(362)2971 内線2259・2604	防空指揮群当直幹部 042(362)2971 内線2348
海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	第3幕僚室長 又は国民保護・防災主任 046(822)3522	オペレーション 当直幕僚 046(822)1009

第2項 災害派遣部隊の受入れ体制

- 1 他の風水害救助復旧機関との競合重複の排除
市長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業を分担するよう配慮する。
- 2 作業計画及び資器材の準備
市長は、自衛隊の応急救護活動に関し、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、また、施設の使用に際しての管理者の了解をあらかじめ取りつけておく。
- 3 活動に必要な諸設備の確保
市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるように宿舍等必要な設備を可能な限り配慮する。
 - (1) 災害派遣部隊仮泊予定地（航空自衛隊府中基地）
 - (2) ヘリコプター発着可能場所（是政緑地、航空自衛隊府中基地）

第3項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、二以上の地域で活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第4項 災害派遣部隊の活動内容

風水害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、風水害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
- 2 避難の援助
避難勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3 遭難者等の捜索、救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して、捜索、救助を行う。

- 4 水防活動
堤防・護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- 5 道路・水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- 6 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
- 7 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- 8 被災者生活支援
被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
- 9 物資の無償貸付け又は譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付け又は譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づいて、被災者に対し救援物資を無償貸付け、又は譲与する。
- 10 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- 11 その他
 - (1) その他状況に応じて対応が必要となった場合は、自衛隊の能力で処理可能なものについては、所要の措置をとる。
 - (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項、第65条第3項に基づいて、市長、警察官、海上保安官がその場にはいない場合に限り、市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第4章 水防活動計画

第1節 計画目標

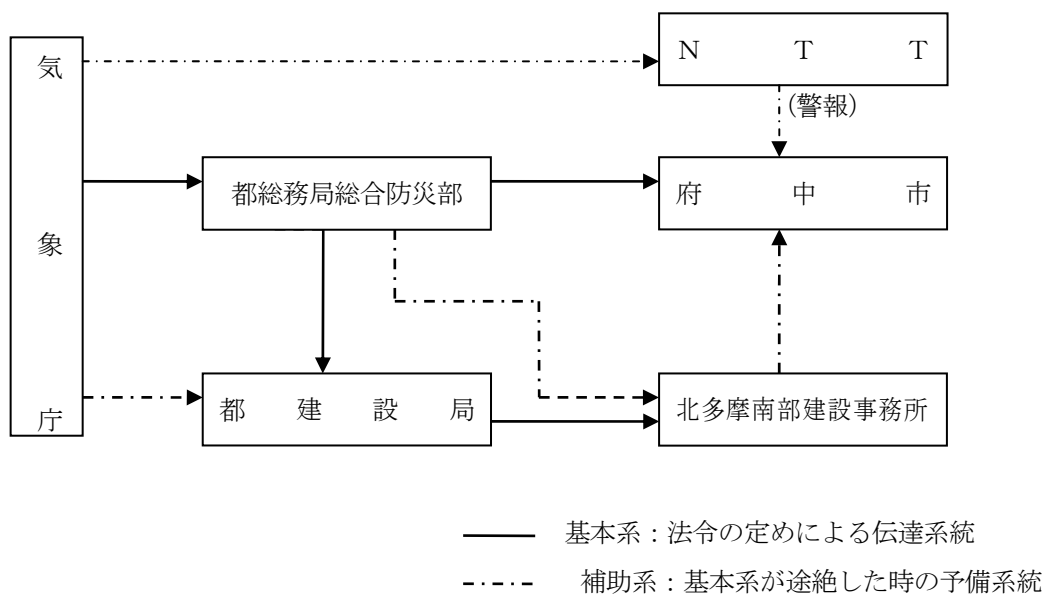
洪水、内水はん濫又は集中豪雨等により、浸水被害の発生又は発生の恐れが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

本章においては、各防災機関の活動について、必要な事項を定め、効果的な応急対策を図る。

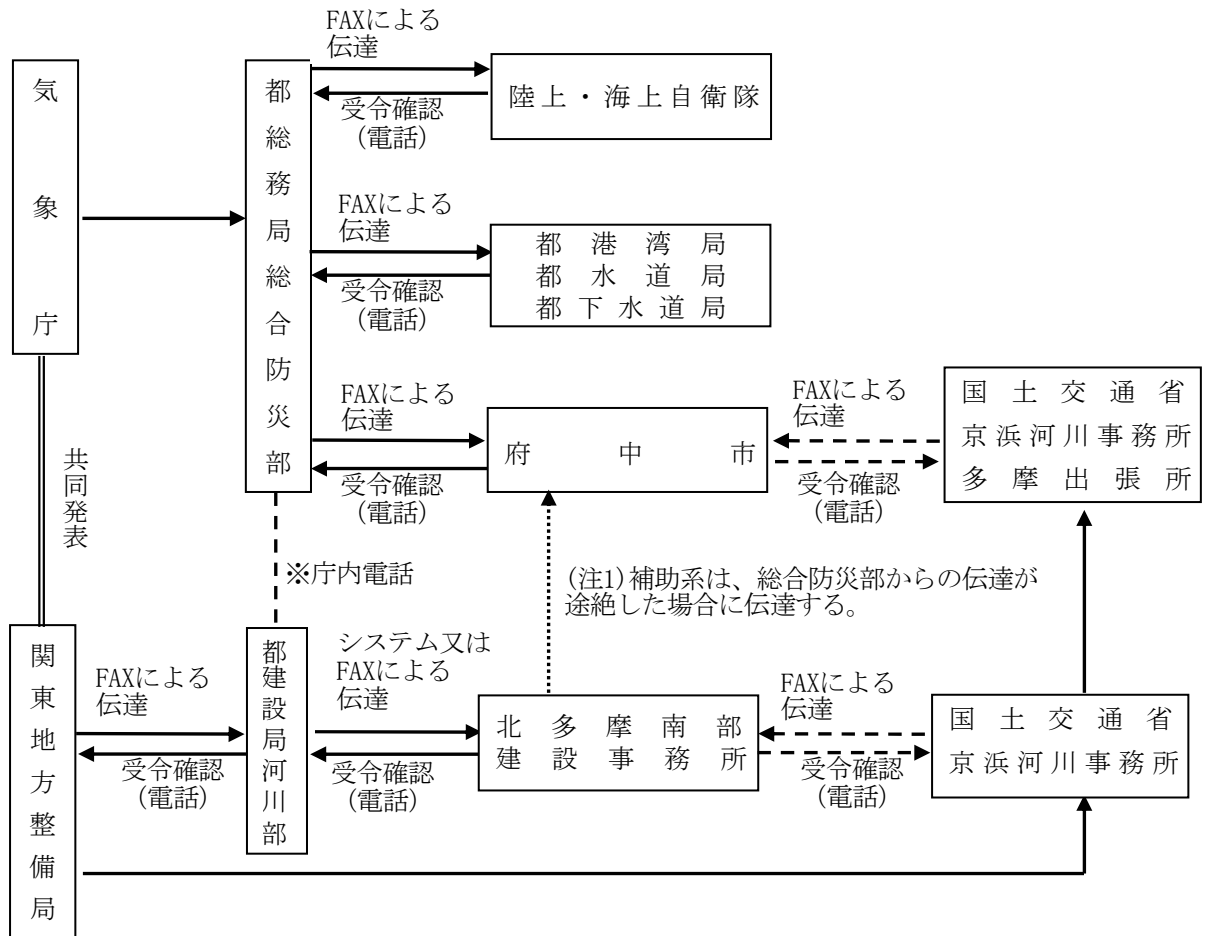
第2節 水防情報

各種水防情報の伝達は以下の図に示すとおりである。

<気象情報伝達系統図>

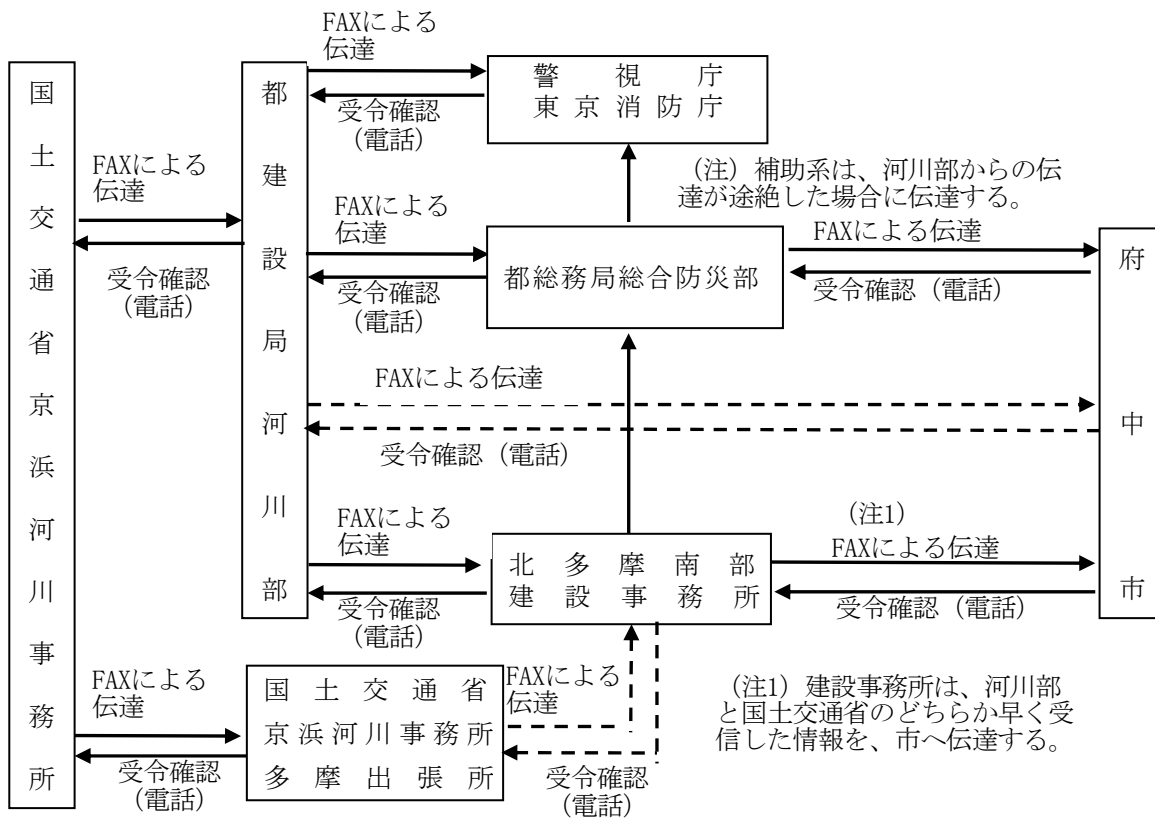


<洪水予報伝達系統図>

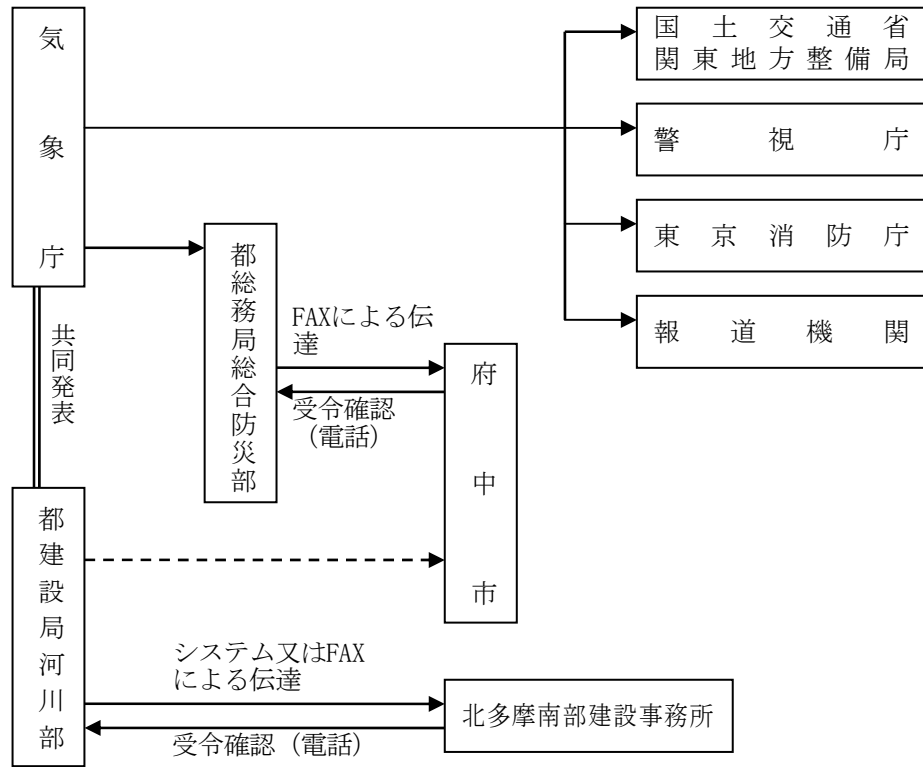


- 基本系：法令の定めによる伝達系統
- - - 協力系：確実な伝達を図るための重複系統
- 補助系：基本系が途絶したときの予備系統

<水防警報伝達系統図（国土交通大臣指定）>



<土砂災害警戒情報伝達系統図>



—— 基本系：法令の定めによる伝達系統
 - - - 協力系：確実な伝達を図るための重複系統

第3節 水防活動

市、都建設局及び府中消防署の各水防機関は、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次により水防活動を行うものとする。

第1項 市

- 1 出水期前に、河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 2 気象状況及び水位に応じて河川、道路等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。
- 3 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- 4 水防作業に必要な資器材の調達を行う。なお、水防管理者(市長)は、水防作業完了後その損失について、補償しなければならない。市の水防倉庫、備蓄資器材等の配置は資料編〇ページ、資料〇のとおりである。
- 5 次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。
この場合は、直ちに都建設局(都水防本部)に報告する。

(1) 準備

- ア 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。
- イ 水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき。

(2) 出動

- ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。
 - イ 水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、危険のおそれがあるとき。
 - ウ その他水防上必要と認めたとき。
- 6 水防のためやむを得ない必要があるときは、その地域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
 - 7 洪水による被害情報の収集を行う。
 - 8 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
 - 9 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める地域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく府中警察署長に、その旨を通知する。
 - 10 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため府中警察署長に対し、警察官の出動を求める。
 - 11 水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者(区市町村長等)に対し、応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者(市長)の所轄の下に行動する。

12 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

第2項 都建設局・総務局

- 1 水防管理団体(市)の行う水防が十分に行われるように、気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。
- 2 気象状況及び水位に応じて河川の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講じる。
- 3 水防作業に必要な技術上の援助を行う。
- 4 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
- 5 他の水防機関との連絡、調整を行う。
- 6 水防計画に定めた箇所の雨量、水位の観測を行う。
- 7 洪水による著しい危険が切迫していると認められるとき、都知事又はその命を受けた者が、必要と認める地域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。
- 8 洪水による被害情報の収集を行う。
- 9 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した措置を講じる。

第3項 府中消防署

- 1 府中消防署長は、水防管理者(市長)から出動の要請を受けたとき又は自ら水防活動の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防活動を行う。
- 2 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 3 水防法(昭和24年法律第193号)第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じる。
- 4 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、府中消防署長は直ちに市及び防災関係機関に通報し相互に情報交換するとともに、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。
- 5 府中消防署長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

第5章 警備・交通規制（府中警察署）

第1節 警備活動

第1項 警察の任務

警察は、風水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、発生又は拡大を防止するとともに、被災者を救護するため市本部及び関係機関の各種防災活動に協力する。また、被災地における秩序の維持に当たることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

風水害に関する警察活動はおおむね次のとおりとする。

- 1 河川その他の危険箇所の警戒
- 2 風水害関係の情報収集
- 3 警戒区域の設定
- 4 被災者の救出救護
- 5 避難者の誘導
- 6 危険物の保安
- 7 交通秩序の確保
- 8 犯罪の予防検挙
- 9 行方不明者の調査及び遺体検分（検視）
- 10 その他防災活動に対する協力

第2項 風水害の予防等

府中警察署が行う風水害予防に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- 1 防災知識の普及
平素から危険箇所の告知並びに風水害発生時における避難の措置要領、危険物の保安、交通規制、犯罪の予防等に関する広報を行う。
- 2 危険地域の調査
関係機関に協力して風水害、がけ崩れ、地すべり等災害の発生するおそれのある危険地域の調査を行い、実態を把握しておく。
- 3 交通の確保
風水害発生時における交通の危険防止とその円滑を期するため、平素から交通確保の計画を立てておく。
- 4 火薬類等危険物の保安
関係機関の行う措置に協力して、危険物の実態を把握し、避難誘導に当たっては危険箇所をう回する等適切な措置をとる。
- 5 警備訓練

風水害発生時における初動措置、避難誘導、広報活動、交通措置等の訓練を行い、必要により関係機関と協力して総合的な訓練を行う。

6 装備、資器材の整備

平素から風水害の警備に必要な装備資器材の整備充実に努めるとともに、あらかじめ関係機関と連絡をとり、他機関が行う防災活動に必要なとする資器材の整備に協力する。

第3項 風水害応急対策

府中警察署が行う風水害応急対策に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

1 風水害に関する予報及び警報の伝達

風水害に係りのある予報及び警報については、市その他関係機関の行う伝達に協力する。

2 風水害に関する情報の収集及び連絡

情報を積極的に収集し、市本部その他関係機関の行う情報の収集及び連絡、伝達に協力する。

なお、府中警察署が収集する風水害情報は、おおむね次のとおりとする。

(1) 家屋の倒壊状況

(2) 死者・負傷者等の状況

(3) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況

(4) 住民の避難状況

(5) 水害の拡大状況

(6) 港岸等の損壊増水状況

(7) 重要施設等の状況

(8) 電気・水道・ガス及び通信施設の状況

3 風水害発生時の広報

広報は、「第2章第4節 広報・広聴活動」により実施する。

4 避難誘導

避難誘導は、市長の行う避難措置に対する協力と、警察官の行う避難の指示（災害対策基本法第61条第1項）により「第10章 避難計画」に基づいて実施する。

5 行方不明者の調査及び遺体の見分（検視）

行方不明者の調査及び遺体の検視については、「第13章 遺体の取扱い」により実施する。

6 警備計画

(1) 警備態勢の種別

風水害警備の態勢は、気象状況、被害状況等に応じて、準備態勢、注意態勢、警戒態勢、非常態勢の4段階とする。

(2) 警備態勢及び部隊の運用

警視庁警備規程及び風水害警備実施要綱の定めるところにより府中警察署現場警備本部を設け、所要の警備部隊を編成し、風水害の種別、規模及び態勢に応じた適切な部隊の配備、運用を行う。

(3) 警備活動要領

警備部隊は警備態勢の各段階に応じ、関係機関と緊密な連携のもとに警視庁警備規程の定めるところにより適切な警備活動を行う。

(4) 風水害危険箇所の警戒

状況により堤防、橋、低地帯、がけ崩れ、その他危険が予想される箇所に警戒員を配置し、又は必要によりあらかじめ部隊の事前配置を行い警戒する。

(5) 警戒区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつて防災上認めるときは、警戒区域を設けて警戒を行うこととし、必要な要員を配置するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(6) 被災者の救出救護

災害初期において、市、府中消防署その他関係機関と可能な限り協力して、被害者の救出、救護、負傷者、疾病者の応急救護に当てることとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

(7) 被災地及び避難場所の警戒

被災地及び避難所、避難場所等の巡回・警備を行い、二次災害の予防、犯罪等の未然防止に努めるものとする。

(8) 風水害発生時における危険物の保安

爆発物の貯蔵所等における爆発のおそれ又は露出高圧電線垂下等による感電のおそれ等の危険な場所については標識、なわ張り、警戒員の配置等により危害防止に努めるとともに関係者に通報し危険状態の除去に努める。

(9) 風水害発生時における交通秩序の確保

ア 管内交通機関及び道路等の被害状況を調査把握し、その他交通情報の収集に努め警視庁交通管制センター、市本部長及び関係機関に報告（通報）する。

イ 被災地及びその周辺については速やかに危険箇所の表添、交通遮断、一方通行、う回等適切な交通規制措置を講ずるとともに交通案内所の設置及び要所に対する誘導員の配置等を行い交通秩序の維持に努める。

ウ 交通の妨害となる倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補修並びに排水等については関係機関に連絡し復旧の促進を図る。

第2節 交通規制

第1項 交通規制

風水害発生時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動の基礎となるため、極めて重要である。

1 交通規制措置

(1) 交通状況の調査

風水害後直ちに緊急輸送道路及び幹線道路を中心に道路障害等の状況を調査し、交通に影響を及ぼす被害の実態を把握し、障害状況を道路管理者に連絡して応急措置を要請するとともに、警察もできる限りこれに協力する。

(2) 交通規制の実施

ア 交通規制は、道路交通法及び災害対策基本法の規定に基づいて、速やかに行い、その後における対策の進捗状況及び交通情勢の変化に応じて規制内容を変更する。

イ 必要に応じて検問所を設置し、又は規制箇所区間等に随時警察官等を配置して規制の実効を確保する。

ウ 交通規制情報は、防災スピーカー及び道路情報提供装置等の活用により周知徹底を期する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は公安委員会に対して、当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 上記につき確認したときは、公安委員会は、当該車両の使用者に災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条に規定する緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

ウ 交付を受けた標章は当該車両の前面の見易い部位に掲示する。

エ 緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

オ 緊急通行車両等の種類

(ア) 警報の発表及び伝達並びに避難勧告又は指示に使用されるもの

(イ) 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

(ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの

(エ) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に使用されるもの

(オ) 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

(カ) 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

(ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの

(ケ) 災害時における報道要請に関する協定を締結した新聞社及び通信社の緊急取材に

使用されるもの

(コ) その他災害発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

(4) 交通規制施設の機能確保措置

風水害発生時に道路交通施設等について応急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

ア 信号機用非常電源の配置体制の確保措置及び特別点検の実施

イ 倒壊、破損等の緊急復旧体制の確保措置

ウ 応急仮設用機材の配布体制の確保措置

第6章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送道路ネットワークの整備（環境安全部）

風水害応急対策活動において、救援物資、要員等の緊急輸送の果たす役割は、あらゆる風水害応急対策の基幹となるため、極めて重要である。

このため、効率的で円滑な緊急輸送が行えるよう、緊急輸送道路の確保、輸送手段としての車両の確保などの体制を整えることが大切である。

そこで、市役所や浄水所、避難所等災害時における市内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急物資等の輸送のための手段を確保する。

緊急輸送道路ネットワーク図は資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

第2節 緊急道路障害物除去（啓開）（都市整備部）

第1項 緊急道路障害物除去（啓開）

風水害発生時には、救援救護活動及び援助物質等の輸送が必要となるので、緊急車両の通行に供するよう、国道、都道、及び市道について、上下各1車線を確保する必要がある。

ただし、風水害発生時は、道路には標識類、電柱、家屋、樹木等の障害物が散乱し、被災者の救援救護活動や物資の輸送等、緊急時の活動に支障が生じるおそれがある。このため、輸送道路等を確保するため、平素より「緊急輸送道路」を指定し、整備する必要がある。緊急輸送道路においては、障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行う。

第2項 緊急障害物除去（啓開）作業態勢

市は、国及び都の所管する路線について相互に連携を密にしながら被害の状況に応じて、緊急車両の通行に支障のないよう指定された道路上の障害物の撤去、又は陥没、亀裂等の整備を、各関係機関の相互協力の上実施する。主要な緊急輸送道路の障害物除去（啓開）については、1路線に複数の業者を割り当てている。

市は、平素から資機材の保守点検を行うとともに、府中市建設業協会等を通して使用できる建設機械等の把握を行う。

また、風水害発生直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力体制を確立するとともに、防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

第3節 輸送車両等の確保（税務管財部、府中警察署・環境安全部）

第1項 車両の確保

1 輸送車両の確保

原則として、市が輸送手段として必要とする車両は、市保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、市税務管財部が集中的に調達する。他市町村及び関係防災機関から車両等の供与があったときは、集中受入れを行う。更に不足が生じた場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

更に輸送手段を確保するために、都トラック協会多摩支部と車両供給協定を締結している。

2 府中警察署

輸送車両は、府中警察署警備計画に基づき必要を生じたときは、市本部と連絡をとりながら適宜調達する。

3 府中消防署

風水害応急対策のため、必要により府中消防署調達計画に基づいて物資並びにこれらの輸送のための車両等の調達をするが、市災害対策本部設置後は同本部と緊密な連絡のもと所要の物資及び車両等の調達を要請する。

第2項 配車計画

市税務管財部が集中調達した車両の各部への車両配分は、次に定めるところによる。

1 配車基準

- (1) 市各部に対する車両の配分は、請求部との協議により税務管財部長が定める。
- (2) 風水害予防及び災害復旧計画に必要な車両は、税務管財部が緊急計画を立て、風水害応急対策用車両を転用し、輸送力を確保する。

2 配車請求等

(1) 配車請求

ア 市各部において車両を必要とするときは、車種・台数・引渡し場所・日時を明示の上、税務管財部に請求する。

イ 税務管財部は第1項1により車両を配車するほか必要なときは緊急調達し、請求部へ引き渡す。

(2) 車両の待機

ア 風水害が発生するおそれがあるときは、税務管財部はその状況に応じ運送会社等に車両の待機を要請する。

イ 市各部は待機車両が必要な場合は税務管財部に請求し、当該部用として待機させることができる。

3 使用料金等

乗用車、貨物自動車の使用料金等については協議してその都度定める。

4 車両燃料の確保

あらかじめ定めた指定業者との間に、風水害発生時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結し、税務管財部所管乗用車両相当量を確保する。

第3項 人員及び救助物資等輸送計画

1 人員輸送

- (1) 避難勧告等が発令された場合、災害時要援護者の自主的避難を促進するため、関係機関と連絡をとり避難所への運行経路を広報するなど必要な措置をとる。
- (2) 被災者の他地区への輸送は、市の所有車両を調達し、第10章「避難計画」に定めるところにより実施する。車両を調達できない場合、都財務局から提供されるバスを使用する。

2 救助物資等輸送

- (1) 食品及び生活必需品の輸送は、別に定める配分計画に基づき輸送する。
- (2) その他の応急対策用物資、資材等は、各部がそれぞれの所掌に従い現地まで輸送する。

第4項 風水害発生時における交通安全体制

- 1 道路における危険の防止や交通の円滑化のため交通規制を必要とする場合は、都公安委員会の告示によりこれを規制する。ただし、一時的に交通制限を要する場合は、実情に即して府中警察署長において路線、区間等を指定し、交通の制限をする。
- 2 被災地又はその周辺において交通上の危険を防止するため緊急の必要があるときは、道路交通法や災害対策基本法に基づいて、現場に配置となった警察官において、必要な制限又は禁止を行う。
- 3 府中警察署長は危険個所の表示、う回誘導をはじめ、必要な交通規制等を行うなど、交通秩序の維持に努める。
- 4 交通妨害となっている倒壊樹木、電柱、その他の損壊した施設、漂流物、垂下電線等の除去及び損壊した道路、橋等の応急補修並びに排水等については、それぞれ関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。
- 5 府中市の交通安全・防犯活動
 - (1) 道路交通状況の情報収集
風水害が発生した場合、道路管理者とともに、市内の道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し本部に連絡するとともに、道路交通表示板及び交通指導車により市民に情報の提供をする。
 - (2) 交通障害情報の収集と伝達
道路のパトロールを強化し、障害物、倒壊、陥落等の情報収集を行い、府中警察署とともに緊急物資輸送道路及び避難道路の確保を行う。

(3) 防犯対策の確立と巡回

被災地及び避難住民の防犯対策を府中警察署とともに実施し、府中防犯協会の支部を通じ、治安維持のための啓発と巡回を実施する。また、被災地における交通安全灯及び防犯灯の整備を行う。

(4) 資器材及び人員の配置

現在ストックしている通行止め柵、看板等は、危険箇所及び交通規制道路に設置する。また、必要に応じて市職員及び府中市交通安全協会員を配置し、市民の安全確保を図る。

第5項 緊急通行車両の確認

風水害発生時は緊急車両の通行の確保が極めて重要である。

水害等の後は通行可能な道路が少ない上に、被災者や被災者の身内の一般車両が多数溢れることが予測される。そこで都公安委員会は、緊急交通路においては、一般車両の通行を禁止又は制限するとともに、緊急通行車には、緊急交通路を通行できるよう標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。（「第5章第2項 交通規制」参照）

第6項 自転車・バイクの整備

風水害発生時には道路状況が極めて悪くなることが予想されるので、自動車が使用できないことも想定し、自転車やバイクを、日ごろより整備する。

第7章 救助・救急活動計画（環境安全部・府中消防署・府中警察署）

第1項 活動方針

大規模な風水害により、多数の負傷者等が発生したときは、東京消防庁の活動方針に基づいて、救助、救急活動を実施するとともに関係機関と連携し、効果的な活動を行う。

第2項 事前処置

- 1 府中消防署長は、救助、救急業務の推進に当たり、医師会、保健所等各医療機関及び関係防災機関と常に緊密な連絡協調を図るとともに、必要事項等について研究検討し、風水害発生時の積極的態勢確立方策を講ずるとともに、その徹底に努める。
- 2 関係防災機関との協調
風水害における負傷者等の救出、救急活動の適正運用を図るために常に市、府中警察署、多摩府中保健所、救急病院、医師会、自衛隊等と緊密な連絡をとり、必要な方策を講ずる。

第3項 活動要領

- 1 風水害発生時救助救急活動
 - (1) 情報収集
要救助事象に対する情報及び負傷者等の収容施設等、救助、救急活動に必要な情報収集を行う。
 - (2) 負傷者等多数発生時の対応
 - ア 風水害に対応した救助、救急資器材を活用し、組織的な人命救助・救急活動を行う。
 - イ 風水害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携をとり、効果的な救護活動を行う。
 - ウ 救護活動が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急救護措置等協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし効率的な活動を行う。
 - エ 救助活動に必要な重機は関係事業者との協定等に基づいて迅速に調整をとり、効果的な活動を行う。
- 2 風水害発生時救助救急活動
 - (1) 情報収集
救助事象に対する情報及び負傷者等の収容施設等、救助、救急活動に必要な情報収集を行う。
 - (2) 活動の原則
市、医療機関、警察、その他関係機関と連絡を密にし、負傷者等の効率的な救護等に当たるものとする。

第4項 関係防災機関の協力要請

府中消防署長は、風水害の規模、負傷者等の発生状況等により、交通規制、群衆整理、特殊資器材の提供、その他必要な事項について関係防災機関に対し協力を要請する。

第8章 応急・消防活動対策（環境安全部・府中消防署・府中警察署）

第1節 計画種別

第1項 計画種別

応急・消防活動対策は風水害の種別に応じ、風水害発生時水防活動計画とする。

第2項 他機関との協力態勢

この計画実施に際し、その他機関との協力態勢は第2節以下の各計画に定めるところによる。また、他機関への協力は、それぞれの計画項目に定める範囲において実施する。事前計画の樹立されていない業務に対する協力は、この計画実施に支障のない範囲でその都度関係機関との協議の上決定し実施する。

第2節 風水害発生時水防活動計画

第1項 活動方針

東京消防庁の活動方針による。

第2項 市災害対策本部及び署隊本部

市及び府中消防署には、風水害活動組織として、市本部及び署隊本部を設置し、風水害に対応できる体制を確保している。発災時にはこれらの機能を強化し、消防活動態勢を確立する

第3項 消防活動

1 部隊編成

非常配備態勢発令時には、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職員をもって部隊の増強を図る。

2 情報収集、通信運用

- (1) 情報計画に基づいて積極的に風水害情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に風水害等の情報交換を行う。
- (3) 通信運用は、有線、無線通信施設を効果的に活用し、部隊運用、風水害情報の収集と伝達を行う。

3 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団の受け持つ水防区域は原則として分団受持区域とし、受持区域内の風水害に出動し、団本部の指示、命令に従い活動を行う。

(1) 風水害活動

分団受持区域内に火災等が発生したり、避難勧告等が発令された場合は、これを地域住民に連絡し、消防団独自若しくは消防部隊と協力して行う。

(2) 消防部隊への応援

消防署隊と協力及び連携して管内の風水害活動を行う。

(3) 情報の収集

分団受持区域内の風水害活動に必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と報告及び消防団本部からの命令の伝達を行う。

(4) 応急救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難所の防護等

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難所の防護を行う。

第4項 避難態勢

1 避難指示

市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、警察官は、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 避難誘導

府中消防署長は、避難の勧告等が出された場合には、風水害の規模、気象状況、道路、橋梁の状況、風水害の拡大の経路及び消防部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を市長、警察署等関係機関に提供する。

第9章 医療救護等対策

(府中市医師会・府中市歯科医師会・府中市接骨師会・府中市薬剤師会・多摩府中保健所・福祉保健部)

第1節 初動医療態勢

第1項 計画方針

1 活動方針

風水害発生時において市内の医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止した場合でも、医療救護機関は迅速適確な行動をとり、あわせて事後の処理方策を強化し、災害救護の万全を図る。

第2項 医療救護班の整備

市は医師会、歯科医師会、接骨師会、薬剤師会、多摩府中保健所等に協力を要請して別に医療救護班を編成する。

第3項 医療救護活動

市本部長は避難所が開設されたとき前項により医療救護を行うが、その他、風水害による医療救護の必要があると認めるときは、都福祉保健局長又は保健所長に医療救護について迅速適確な要請を行いまた都知事が行う医療救護について協力する。

第4項 助産救護活動

助産救護班は、必要の都度編成して派遣する。

第5項 医薬品・医療資器材等の確保

- 1 災害発生時には、市が備蓄しているものを優先使用する。
- 2 市の医薬品・医療資器材が不足する場合、薬剤師会にその供給と輸送を要請するとともに、都福祉保健局に協力要請を行う。また、直接業者からも調達する。

第6項 府中市医師会の医療救護活動

1 災害救護対策本部の設置

市から医療救護班の派遣要請があった場合、医師会は、これに対応するため速やかに次の組織による救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。被災直後（初期時）の救助救出に伴う医療救護活動においては、必要に応じて東京DMATと連携する。救護本部長は会長、副本部長は副会長とする。

救護本部に次の係を置く。

- (1) 情報連絡係 市との連絡、マスコミ対策、情報の収集、指令の伝達
- (2) 記録係 各種記録の整備・保存、報告書の作成
- (3) 業務係 医薬品、衛生材料の出納配給、交替要員の確保

2 救護班の編成

救護本部長は、風水害の規模に応じ次の医療救護班を編成出動させるものとする。

<医療班の出動態勢>

区分	被害規模	応援医療班
第一次出動態勢	小規模被害	なし
第二次出動態勢	中規模被害	なし
第三次出動態勢	大規模被害	要請

救護班の輸送は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動する。

また、応援医療班の派遣要請は、救護本部長が都医師会及び近隣地区医師会に対して行う。

(1) 現場救護班

ア 医師1名、看護師1名、補助事務員1名の編成をもって1班とし、医師を班長とする。編成する班の数は、風水害規模に応じて定め、複数の班を配したときは、医師の1名が指揮者となる。

イ 班長及び指揮者は、医療救護における負傷者等へのトリアージの判定及び医療救護活動の指揮をとる。

(2) 保健センター救護班

医師数名、放射線技師1名、看護師、補助事務員若干名

(3) 救護班の業務が過労及び長期に及ぶことが予想される場合は、救護本部は配備計画をもとに交替要員を確保し補充する。

3 救護班の業務

(1) 現場救護班は、風水害現場に出動し、現場に設置された救護所において次の業務を行う。

ア 負傷者等に対する応急措置及び重症度の区分

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

重症者は直接救急車により後方医療施設に搬送し、中軽症者は原則として保健センターへ搬送する。

ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

エ 助産救護

オ 精神相談

カ 死亡の確認

状況に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 保健センター救護班は、保健センターに出務し、風水害現場より搬送された負傷者等に対し次の業務を行う。

- ア 負傷者等の確認、カルテ作成
- イ 可能な限りの医療救護活動（画像診断、酸素吸入等含む。）
- ウ 救急病院、都立病院等への転送要否の決定
- エ 必要な記録の調整

4 連絡及び報告

- (1) 救護活動実施中、班長は、必要に応じ随時業務の状況を本部に報告、連絡する。
- (2) 救護班が業務終了したときは、班長は、救護本部に業務に関する報告（班の編成、出務時間、負傷者等の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。
- (3) 風水害発生時、担当理事及び各ブロック長は、救護本部及び相互間の連絡に当たるほか、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。

第7項 府中市歯科医師会の医療救護活動

歯科医師会は、市から派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに、救護班を編成し、医療救護所への派遣を行う。

1 救護班の活動内容

- (1) 歯科医療を要する負傷者等に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所における転送の困難な患者、軽易な患者等に対する歯科治療

2 連絡及び報告

- (1) 救護活動実施中、救護班の責任者は、必要に応じ随時業務の状況を本部に報告する。
- (2) 救護班が業務終了したときは、救護班の責任者は、救護本部に業務に関する報告（判の編成、出務時間、負傷者等の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。
- (3) 災害発生時、歯科医師会事務局は、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。

第8項 府中市接骨師会の医療救護活動

接骨師会は、市から派遣要請があった場合は、これに対応するため速やかに、会員の医療救護所への派遣を行う。

1 活動内容

- (1) 負傷者等に対する応急手当及び応急手当に関する労務・衛生材料等の提供。
- (2) 応急手当に係る必要な指示は、医療救護班の医師が行うものとする。

第9項 多摩府中保健所の医療救護活動

- 1 市から医療救護の要請があった場合、多摩府中保健所は、風水害発生時における保健衛生活動の拠点として、医療救護活動に関する総合調整及び情報センターとして活動するため、医療救護班は編成せず、被災地外の保健所に医療救護班を要請する。

原則として被災地内の保健所は医療救護班を編成しない。

- 2 医療救護班は、市の設置する医療救護所において医療救護活動を行う。
- 3 医療救護班の活動内容
 - (1) 負傷者等に対する応急措置
 - (2) 後方医療施設への転送の要否及び優先順位の決定
 - (3) 転送困難な患者及び避難所における軽症患者に対する医療
 - (4) 助産
 - (5) 医療救護所における死亡の確認
 - (6) 遺体の検案
- 4 多摩府中保健所は、市の要請があったとき又は風水害発生時の状況に応じ所長が必要と認めたときは、被災等による心身の健康障害等の予防のため、精神保健相談活動等を行う。

第2節 負傷者等の搬送（福祉保健部・府中消防署）

第1項 市が都へ応援要請した場合の連絡系統

負傷者等の搬送については、被災現場から医療救護所までは市が搬送し、医療救護所から後方医療機関までは都及び市が対応する。

市は病院に收容する必要がある患者については、東京消防庁（多摩災害救急情報センター）へ依頼し迅速な移送を行う。

第2項 府中消防署の救護活動

- 1 負傷者等の救護態勢は、次のとおりとする。

風水害及び負傷者等の規模により救急隊を増援出動させる。
- 2 緊急救護活動は、次の場合に開始する。
 - (1) 警防本部長の命令があった場合
 - (2) 医療救護班の責任者が、広報医療施設に收容する必要があると認め、市本部長から搬送の要請があった場合
- 3 活動の対策と範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 負傷者等
緊急救護活動の対策とする負傷者等とは、次に該当する者をいう。
 - ア 風水害事故による負傷者
 - イ 直接風水害事故によらない重篤傷病者で緊急救護を要する者
 - ウ 前駆陣痛の始まった妊婦及び褥婦

- エ これらに類する者
- (2) 活動範囲
 - 負傷者等輸送範囲
 - ア 救急医療機関
 - イ 医師長において指定する医療機関
 - ウ その他
- (3) 緊急救護範囲
 - ア 現場における応急救護処置
 - イ 負傷者等の医療機関への輸送

第3節 後方医療体制（福祉保健部）

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う。

第1項 後方医療機関の機能

- 1 患者の収容力の臨時拡大
- 2 ライフラインの機能停止の応急的な診療機能の確保

第2項 負傷者等の搬送体制

医療救護所の責任者は、医療救護及び助産を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者を搬送するよう、市本部長又は都福祉保健局長に要請する。

原則として、被災現場から医療救護所までの搬送については市が、医療救護所から後方医療施設までの搬送については都及び市が対応する。

負傷者等の後方医療施設への搬送は次により行う。

- 1 東京消防庁（多摩災害救急情報センター）に救急車、救急隊の搬送を要請する。
- 2 医療救護班の使用した自動車で搬送する。
- 3 搬送に当たっては、あらかじめ定められた搬送順位に従って、後方医療施設の受入れ体制を確認して搬送する。
- 4 道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、東京消防庁にヘリコプター輸送を要請する。

第4節 防疫、保健衛生及び動物管理 (福祉保健部・環境安全部・多摩府中保健所)

風水害発生時において感染症患者を早期に発見し、適宜の処置をとり、家屋内外の消毒方法を実施して感染症の媒体となる昆虫の発生を防止し、感染症のまん延のおそれがある非衛生的な生活環境を改善するなど被災地の防疫を実施して市民生活の安定を図る。

第1項 防疫活動班

- 被災地の防疫活動を実施するため、防疫班・消毒班・衛生班・検水班を編成する。その編別・人数・能力等は次のとおりとする。

班 別	1日編成可能班数	対 象	1日処理能力(箇所)	構成(人)	備 考
防 疫 班	2	被 災 家 屋 所 避 難 所	—	20	
消 毒 班	2	患者発生家族、家屋	90	16	消毒戸数 150戸
衛 生 班	4	災 害 発 生 地 域	600	20	
検 水 班	2	井戸その他飲料水留	70	6	

- 多摩府中保健所は別に定めのある編成隊表により市本部長の要請があった場合、可能な範囲で協力・指導を行う。

第2項 防疫活動班の任務

市本部長は防疫活動の必要があると認めるときは、被災戸数等を把握し、都福祉保健局長又は、多摩府中保健所長に連絡するとともに保健所に協力を要請し、状況に応じて防疫活動班を出動させる。各班はそれぞれの業務を別に定める実施基準により迅速かつ的確に行う。

1 防疫活動班の任務

- 防疫班 検病検査、健康診断、避難所の防疫指導、応急治療、予防宣伝
- 消毒班 患者の搬送及び患者等の消毒
- 衛生班 飲料水（井戸水）、避難所又は浸水家屋の消毒、浸水地域の昆虫駆除
- 検水班 飲料水（井戸水）の検査

2 防疫業務の実施

(1) 検病検査及び健康診断

保健所の指導により地域内の保菌者に対しては、速やかに医療その他適切な処置を講じ、防疫班は患者の早期発見に努める。

(2) 消毒方法

風水害発生時の井戸等は、直ちに使用を禁止するとともに保健所の指導を受け、消毒を行う。その後は消毒薬を交付する。

市民に対しては浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を行い、又は消毒薬を交付して自主的に行うよう指導する。

(3) 避難所の防疫措置

ア 開設後は直ちに便所その他不潔箇所の消毒を行い、その後は薬品を交付して自主的に行うよう指導する。

イ 衛生班は保健所と協力して、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び手洗い、消毒等の指導を行う。

(4) 昆虫駆除

風水害の状況に応じて地域、期間を定めて行う。

(5) 患者の消毒

消毒班は、保健所、医師会と密接な連絡をとり、患者を適切な医療機関に搬送するとともに、患家・避難所の消毒を行う。

(6) 臨時予防接種

風水害の状況、被災地のインフルエンザや麻しん等の感染症の発生状況により、予防接種の種類・対象・期間を定め実施する。

第3項 多摩府中保健所の防疫活動

避難所及び在宅の災害時要援護者・傷病者に保健師等による訪問保健衛生指導を行う。

1 多摩府中保健所は、防疫に関して市長の協力要請があった場合は、防疫班及び防疫検水班を編成し、市の防疫活動について協力・指導を行う。

2 多摩府中保健所は、被害の状況に応じ都福祉保健局長が必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し食品の安全確保を図る。

3 活動内容

(1) 防疫班

ア 健康調査及び健康相談等

イ 避難所の防疫指導等

ウ 感染症予防のための広報及び健康指導

(2) 食品衛生監視班

ア 市と連携し、避難住民の手持ち食品や避難所で配られる食料品の衛生指導

イ 管轄区域内を中心とした食料集積所、避難所、仮設店舗の巡回指導

ウ 被災した営業施設への監視指導

エ 食品に起因する危害発生の防止のための監視指導

オ 避難所の食品取扱い管理者に対する指導・助言

カ 仮設店舗や行商、移動販売者など営業再開店舗の情報収集、指導

- (3) 水の安全パトロール班
 - ア 飲み水の消毒効果の確認
 - イ 飲み水の消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布
 - ウ 飲み水の消毒方法及び消毒の確認方法の指導
 - エ 水道施設の復旧状況の把握
 - オ 避難所の環境衛生指導

第4項 防疫用資器材の備蓄・調達

市は、災害時に、迅速に防疫及び保健衛生活動が実施できるよう、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定に努める。

また、初期防疫活動は、市保有及び保健所等の現有防疫用資材を使用するものとする。当該資材が不足したときは、福祉保健部が調達収用して補給する。

第5項 保健活動

1 保健活動班の編成

福祉保健部は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

2 保健活動班の活動内容

- (1) 防疫班等と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- (2) 避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- (3) 都と協力し、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
 - ア 被災住民に対する心の健康に関する相談を行う。
 - イ 必要に応じて電話相談窓口等を設置する。

3 他縣市からの応援職員の要請

福祉保健部は、必要があるときは都に他縣市からの保健衛生班の派遣を要請する。また、派遣職員の受入れ・搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

第6項 透析患者等への対応

1 透析患者への対応

都は、透析医療機関の被災状況、透析医療可否についての情報の収集を一元化し、透析医療機関及び透析患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

市及び医師会は、統制医療機関の被災状況等の情報提供について、都に協力する。

2 在宅難病患者への対応

都は、平常時から保健所を通じて在宅難病患者の把握を行う。

都は、市、医療機関及び近縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制整備に努める。

第7項 動物管理

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷又は放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。

1 避難所における飼育動物

避難所において、適正飼育に関する情報提供や指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

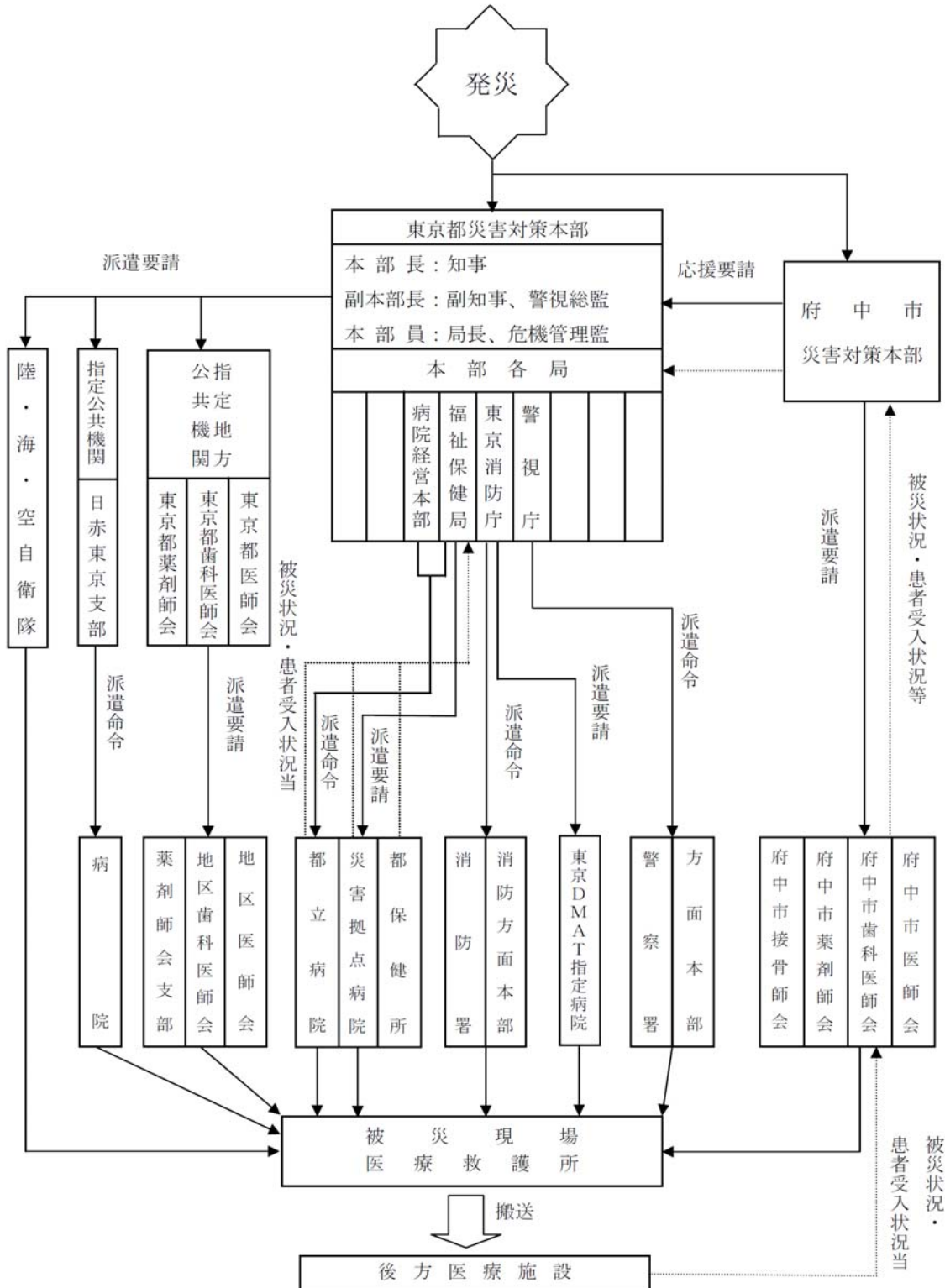
動物の飼い主が自主的に又は共同で行う動物救護活動を支援する。

2 被災地域における動物の保護

負傷飼育動物や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、都や関係団体と連携をとりながら対策を講じる。

適切な応急救護活動を行うため、動物救護活動に関する協定の締結を検討する。

<医療救護活動の情報連絡系統図>



第10章 避難計画

第1節 避難態勢

(環境安全部・市民生活部・都市整備部・府中警察署・府中消防署・府中市消防団)

風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。

第1項 事前避難

風水害発生時に事前避難を必要とする地域は、あらかじめ府中警察署及び府中消防署と協議して定め、その地域住民に対しては、避難所及び避難の方法等を周知徹底し、風水害発生時には指定した場所に自主避難するよう指導する。

また、必要に応じ、避難準備情報を発令する。(第2項、第3項参照)

第2項 避難勧告等の判断基準

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。

2 避難準備等の一般的基準

避難、立ち退きの勧告及び指示を発令すべき一般的基準は、次のとおりとする。

- (1) 河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報、土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- (3) がけ崩れ等の土砂風水害により著しく危険が切迫しているとき。
- (4) 都知事(都本部長)から避難についての勧告又は指示の要請があったとき。
- (5) その他市民の生命、身体を風水害から守るため必要と認めるとき。

三類型の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第3項 避難準備、勧告又は指示の発令

- 1 気象情報や多摩川の水位情報、土砂災害警戒情報等に基づき総合的な判断を行い、風水害の危険が切迫していると認める場合、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び地域避難先を定めて避難準備、勧告又は指示をする。この場合、市は都本部に報告する。
- 2 風水害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 3 現地において著しい危険が切迫しており、市長が避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合又は市長より要求のあったときは、警察官は直接居住者に避難の指示を指示することができる。この場合、警察官は直ちに市長に通報する。
- 4 国が策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。

第4項 勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次のことを明らかにして行う。

- 1 避難対象区域 町丁目名、施設名等
- 2 避難の理由 避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等
- 3 避難先 安全な方向及び避難所の名称
- 4 その他 避難行動時の最小限の携帯品、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等

第5項 避難勧告等の伝達

避難準備、勧告及び指示を発令した場合、府中警察署及び府中消防署、消防団の協力を得て、該当地域の住民に周知する。伝達にあたっては、市防災行政無線、安全安心メール、市保有の広報車等を有効活用するほか、報道機関やケーブルテレビ（ジェイコム東京）へ放送要請する。（第2章第4節参照）

また、災害時要援護者施設への周知は特に配慮するものとする。

第6項 避難誘導

避難準備、勧告又は指示が発令された場合、市は府中警察署、府中消防署及び消防団等と協力し、安全な経路を選定するとともにあらかじめ指定した避難所等に市民を誘導する。

1 避難の誘導を行う者

市長から、避難の勧告・指示が発令された場合、避難の誘導は次のとおり行う。

- (1) 学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、市民生活部長は、風水害の規模、態様により必要と認めるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の措置を講ずる。

2 誘導の方法

(1) 誘導方法

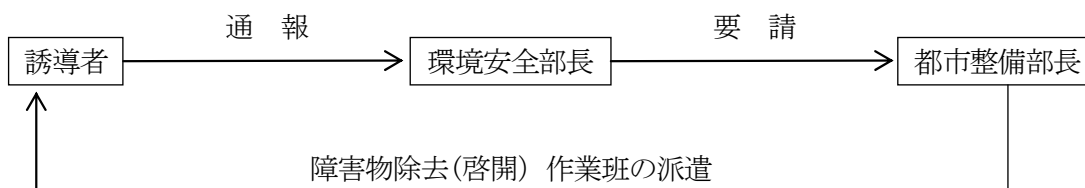
避難の誘導方法については、風水害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次の事項を目途とする。

- ア 避難の誘導は、災害時要援護者を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。
- イ 交差点や橋梁、トンネル等の混雑予想地点においては、災害時要援護者を含む避難グループであることを示すとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。
- ウ 避難経路は、市本部長又は関係部長から特に指示がない場合は、避難の誘導に当たる者が指定するよう努める。

なお、避難経路の選定にあたっては、危険な場所などを避け、また、指示者があらかじめ経路の実地を確認して行うよう努める。

エ 選定した避難路に重大な障害が発生し、容易に取り除くことができない時は、別のルートを選定するとともに、環境安全部長を経由して、都市整備部長に対して避難道路の啓開等を要請する。

<道路の障害物除去(啓開)等の要請の流れ>



第7項 安全な避難方法の確保

- 1 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 2 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有書・管理者との協定の締結に努める。

第2節 避難所の開設・運営

(環境安全部・市民生活部・文化スポーツ部・教育委員会)

第1項 避難所の設置

避難所は、府中市多摩川洪水避難マップ等を踏まえて、水害時にも浸水することがない安全な施設とする。避難所毎の使用可能な階数については資料編〇ページを参照。避難所は、府中警察署と協議し次の基準により選定する。

- 1 避難所の収容基準は、おおむね次のとおりとする。

居室 3.3㎡当り2人

- 2 避難所及び収容可能人員は資料編〇ページ、資料〇のとおり。

表の施設中小・中学校を一次避難所とし、文化センター等の施設については災害時要援護者用に二次避難所とする。

(1) 一次避難所

風水害時に要避難地域の住民等が一時的に避難、生活を送る場所で、備蓄品及び支援物資の配給場所としても活用する。

(2) 二次避難所

一次避難所での避難や生活が著しく困難と判断される災害時要援護者の避難所として指定する。また、二次避難所が不足する場合は、他の市の施設を充てることとする。

第2項 避難所の選定・開設

市は、風水害による被害発生のおそれがある場合、自主避難してきた市民を收容するため、選定した一次避難所を開設する。

また、避難勧告、指示を発令する事態に切迫した場合、要避難地域の住民を收容するため、市本部長が選定した一次避難所を開設し、受け入れ準備をする。発令後は速やかに避難者を受け入れる。

第3項 避難所の開設・管理

1 開設と運営の担当者

避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等関係機関に報告する。

都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、都防災行政無線で行う。

避難所を開設した場合は管理者を置く。

開設と運営の実務については、各施設の管理責任者、勤務職員又は別に定める非常配備指定動員職員が担当する。

なお、避難所は応急対策、復旧活動の拠点となることが予想されるが、避難所内での活動場所の指定等の調整業務は、市民生活部長が指名する職員が行う。

2 開設から運営までの手順

避難所の開設期間は風水害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

<避難所の開設、運営の手順>

- (1) 開設しようとする者は、電話、ファクシミリ、無線等（以下「電話等」という。）により避難所を開設することを本部に報告する。
- (2) 施設の入口を開ける。
既に避難者がある場合は、一時的に広いスペースに誘導する。
- (3) 避難所内に事務所を開設する。
- (4) 避難者の受入れスペースを指定する。
- (5) 既に避難している人を指定のスペースへ誘導する。
- (6) 避難者名簿（資料編〇ページの第1号様式）を配布する。
- (7) 避難者名簿を回収する。
- (8) 避難者名簿に基づき避難スペースの割り振りをする。
- (9) 食料、生活必需品及びその他必要な物資（以下「生活物資等」という。）を確保（請求、受領）し、配給する。
- (10) 避難所運営状況の報告をする。（定例・毎日午前10時。その他適宜。）
- (11) 避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

3 開設、運営時の留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として市本部長の指示により行う。現地の職員が避難の必要があると判断した時は避難所を開設する。この場合、既に避難住民が集まっているときは、一時的に体育館や会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、無用な混乱の防止に努める。

イ 事務所の開設

上記の措置をとった後、速やかに避難所内に事務所を開設する。

事務所には、避難所の運営に必要な職員を常時設置する。

ウ 避難スペースの指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設置することとし、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

エ 災害時要援護者の受入れ及び避難所運営に必要なスペースの確保

災害時要援護者の避難スペースや医療活動及び避難所の運営に関わる各種会議のためのスペースをあらかじめ確保する。

オ 報告

避難所の開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに市民生活部長に電話等により、報告する。

市民生活部長は、避難所からの報告に基づいて、政策総務部長に避難所に関する広報活動の実施を要請する。

市本部長は、都総務局（総合防災部）・福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に避難所開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおり。

(ア) 避難所開設の日時、場所、施設名

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難所に避難した市民は、避難者名簿に氏名等を記入する。各施設の管理責任者又は市民生活部長が責任者としてあらかじめ指名する者（以下「避難所責任者」という。）は、回収した避難者名簿を基に避難所日誌を作成し、事務所に保管するとともに市民生活部長を通じて政策総務部長に報告する。

イ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

ウ 避難スペースにおける班の編成と班長の選出

避難所責任者は、各避難スペースにおいて避難者による適当な人員（30人程度）で班を編成し、避難所への連絡等に関わる班長を選出させる。

班長は次の役割を担う

- (ア) 本部からの指示、伝達事項の周知
- (イ) 避難者数及び生活物資等必要数の把握と避難所責任者への報告
- (ウ) 生活物資等の配給活動補助
- (エ) 施設の保全管理
- (オ) 災害要援護者の措置に対する協力
- (カ) その他避難所運営に必要な協力

エ 食料等の請求、受領、配給

避難所責任者は、避難所で必要な生活物資等の数量を福祉保健部長に報告するとともに、市民生活部長への調達を要請する。また、到着した生活物資等を受け取った時は、その都度生活物資等受領簿（資料編〇ページの第3号様式）に記録し、必要な場合は生活物資等管理簿（資料編〇ページの第4号様式）に記録の上、班ごとに配給する。

オ 災害時要援護者への配慮

避難所責任者は、災害時要援護者に対しプライバシーの保護やトイレ等の利用のしやすさ等優先的な措置を講ずるよう配慮するとともに文化センター等の二次避難所への移送の措置を講ずる。

カ 避難所運営状況の報告と記録

避難所責任者は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに市民生活部長に報告する。市民生活部長は報告事項をとりまとめ、正午までに市長（市本部長）に報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。また、避難所の運営記録として、避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

キ 避難所運営マニュアルの作成

避難所の管理運営を混乱なく円滑に行うため、事前に「避難所管理運営マニュアル」の作成に努める。

ク 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を図る。

ケ 避難所の運営に当たり、ボランティアの協力が必要な場合は、赤十字奉仕団又は社会福祉協議会に対しボランティアの派遣要請を行う。

第4項 野外受入れ施設の設営

市本部長は、風水害の規模が大きく既存施設の被害が甚大であり、被災者が多数のため既存施設の収容能力を超えた場合又は、避難所が開設されなかった場合、市民生活部長に指示し、応急的施設として野外受入れ施設を設営する。また、市本部長は都総務局総合防災部及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に状況を報告するとともに、施設の設置に関わる資材等を都福祉保健局

に要請する。野外受入れ施設の設置期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

野外受入れ施設の設営場所は警備上から府中警察署と協議して決定する。

第5項 避難者の他地区への移送

風水害が大規模なために、避難者の収容可能数を超えたと市本部長が判断した場合、他地区への移送を都福祉保健局へ要請する。

- 1 市の避難所に被災者を収容できないとき、市本部長は、被災者を非被害地若しくは小被害地又は隣接県など、他地区への移送について要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した市本部長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先地区に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- 3 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受け入れた地区は運営に協力する。
- 4 被災者の輸送は、極力市で実施するが、不足する場合は都へ協力を要請する。

第6項 他市等からの被災者の受入れ協力

市長は、都知事より他区市町村からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、都の計画の定めるところにより積極的に受入れを行う。

近隣他都市等からの被災者の受入れの要請を受けた場合は、市長は、市民生活部長に指示し必要な措置を講ずる。

第7項 災害時要援護者対策

1 計画目標

災害時要援護者に対する災害時における応急対策は、その対象により個別の対応が求められる。市は、自主防災組織、ボランティア、関係団体等との連携を図り、可能な限り災害時要援護者に配慮した対応を行う。

2 災害時要援護者に配慮した対策

(1) 高齢者対策整備計画

ア ひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者

緊急通報システム協力員等の福祉ボランティアにより、日常から災害についての知識を伝えておく。災害発生時には、高齢者の安否を確認し、誘導を行う。

イ 高齢者福祉施設関係

(ア) 平常時から相互支援関係にある近隣施設、市、地元自治会などに災害時における支援の要請をしておく。

(イ) 施設はあらかじめ定めた避難誘導計画により、入所者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。

(ウ) 余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要援護者など援護の必要性の高い者を優先する。

(エ) 市は復旧までの間、優先的に水を供給するほか、おむつなど日常生活用品の補給支援を行う。また、ボランティアへの情報提供を行い、マンパワー支援を確保する。

(2) 障害者対策整備計画

ア 障害者

障害者はすべて災害時要援護者と考え、各機関に日頃から防災の啓発に努めるとともに、障害の種別、程度により必要な対応措置をとる。

(ア) 安否の確認等

民生委員、緊急通報システム協力員等のボランティア及び福祉施設の関係者により安否を確認するとともに、緊急事態が発生した場合には、適切な対応への援助を図る。

(イ) 避難・誘導

単独で避難することが困難な肢体不自由者及び視覚障害者等については、単身世帯の場合等に避難・誘導するための協力員を確保する。

(ウ) 情報の収集と伝達

聴覚障害者対策として、避難所に状況等を知らせる掲示板を設置するなど、迅速に対応する。

イ 障害者福祉施設関係

(ア) 平常時から、地域防災組織の一員として、防災訓練等に積極的に参加するとともに、近隣施設、市、関係防災機関等と連携を密にし、支援体制を整える

(イ) 各施設では、あらかじめ定めた避難誘導計画により、施設利用者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。

(3) 二次避難所の開設

災害時において、自宅や通常の避難所で生活を送ることが困難である災害時要援護者を対象とし、各文化センター、生涯学習センター、市民会館を二次避難所として指定しておく。二次避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えバリアフリーを備えた建物の利用を基本とし、必要に応じて改修工事等を行うこととする。

(4) 災害時要援護者対策班等の設置

市は、関係機関、自主防災組織、地域住民等と協力し、災害時要援護者個々人に対応する窓口となる災害時要援護者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等を目指す。

(5) 避難支援プランの策定

総務省消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」（平成19年6月改訂）を参考に、情報伝達態勢の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要援

護者一人ひとりの避難支援者を含めた避難プランの策定を目指す。

第8項 外国人等に対する支援対策

在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識などが異なるため、市、都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるよう、次に掲げる防災環境づくりに努めるものとする。

- 1 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、標識の多言語化を推進する。
- 2 地域全体で支援システムや救助体制の整備に努める。
- 3 多言語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人も対象とした防災知識の啓蒙や防災訓練の普及に努める。
- 5 東京外国語大学との協力体制を進める。

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

第1節 飲料水の供給(環境安全部・多摩水道改革推進本部)

市は非常災害発生時の給水計画を樹立し、市民の飲料水を確保するよう努めるものとし、必要があれば隣接の市町又は都に速かに応援を要請し、風水害発生の際、飲料水が枯渇し又は汚染するなど、現に飲料水に適する水を得ることができない市民に対し、最小限の必要な量の飲料水の供給を図る。

第1項 給水資器材調達計画

1 保有給水資器材

応急給水用資器材は次のとおりである。

(1) 給水タンク	1 t	17基 (1基・都水道局)
(2) 軽量容器 (ポリタンク)	200	135個
(3) 無線施設	車載用	3台
(4) 仮設給水器具		28組
(5) エンジンポンプ		6台
(6) 自動給水分配装置		4基

第2項 飲料水供給計画

1 給水活動の編成

環境安全部は市本部長からの給水要請を受けたときは、各被害地区に対して適切な給水方法を策定し、市が保有する給水資器材及び調達する給水資器材を各給水拠点へ集結させ給水活動の編成を行う。

2 取水箇所

飲料水の給水拠点は次の場所とする。

(1) 浄水所

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	
		有効容量	使用可能水量
幸町浄水所	幸町2-24	3,500	1,160
若松浄水所	若松町4-10	5,200	1,730
府中武蔵台ポンプ所	武蔵台2-7	11,200	3,730
府中南町浄水所	南町1-50	5,000	1,660
計		24,900 m ³	8,280 m ³

※すべて無人施設・都管理、都対応

使用可能水量は災害の発生時により変動するものであるが、有効容量の1/3で計算した。

(2) 応急給水施設

施設名	所在地	貯水量 (m ³)	
		有効容量	使用可能水量
都立武蔵野公園内 震災対策用 応急給水施設	多磨町3-2	1,500	1,500
府中市朝日町3丁目16番地内 震災対策用小規模応急給水施設	朝日町3-16	200	200

※すべて無人施設・都管理、市対応

(3) その他

大手事業所の井戸、公衆浴場の井戸、その他（プール施設、受水槽等）

3 耐震性貯水槽

耐震性貯水槽の詳細については、資料編〇ページ、資料〇を参照。

4 給水基準

風水害発生時における飲料水の確保については、生命維持に最低必要量として、1日1人30の給水を基準とする。

5 給水体制

風水害が発生した場合、給水状況や市民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を具体的に定めて給水体制を確立する。

6 避難所への給水態勢

各小・中学校等車両輸送を必要とする給水拠点及び医療救護所や医療機関等については、給水タンク、自動給水分配装置等の応急給水用資器材を活用し、環境安全部保有車両及び借上げ車両などによって輸送する。

なお、孤立の被災地区には、航空自衛隊のヘリコプターにより空輸する。

7 仮設給水栓の設置等

(1) 耐震構造貯水槽及びプールが設置してあるところでは、それぞれの用水をろ過し、ポリエチレン袋等により給水する。

(2) 仮設給水栓の設置

市内の都指定給水装置工事事業者の協力を得て、配水可能な箇所より仮設給水栓を設置し、他の給水方法による応急給水を縮小する。

8 給水量

給水可能な水量は、市の施設の貯水量は約23,420 t あるので、1人1日30を給水した場合24万市民の30日分の飲料水を確保することが可能である。

(1) 浄水所4か所(使用可能水量) 8,280m³

(2) 耐震性貯水槽 2,300m³

(3) 公共施設受水槽 1,240m³

- (4) 市立学校プール 9,900m³
(5) 応急給水施設 1,700m³

9 給水能力

(1) 保有資器材による給水能力

資 器 材	容 量	数 量	基本給水量 (m ³)	給水能力(m ³)
市 給 水 タ ン ク	1 t	16基	16.0	112.0
都 給 水 タ ン ク	1 t	1基	1.0	7.0
軽量容器 (ポリタンク)	20 ℓ	135個	2.7	18.9

1日給水能力 137.9m³

注 運搬回数を各台7回とする。

(2) 耐震性貯水槽のろ過水給水能力

ろ 水 機 1.3m³/時 21台

1日給水能力 573m³

(3) その他

必要に応じて他の機関への応援又は器材の調達により給水する。

10 応急給水順位

応急給水活動は市本部（避難所・医療救護所）、医療機関及び社会福祉施設等関係機関と連絡を密にしながら実施する。

第2節 食料の供給（市民生活部・福祉保健部）

風水害の発生によって、食品の流通機構は、一時的に混乱状態となることが予想されるので、日常の食料を欠くにいたった被災者に対し、速やかに食料を配給することができるよう平常時から災害用に食料を備蓄するほか、緊急に調達し得る措置を講じておくなど、食料の確保に努める必要がある。

第1項 食料の備蓄・調達

1 食料の備蓄

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において行う。炊出し体制が整うまでの間は、乾パン（乳幼児については、粉ミルク）等を支給する。食料の備蓄については、想定避難者数の3日分を目標とする。道路障害物除去（啓開）が本格化する3日以降は、輸送が可能と考えられるので、原則として米飯による炊出しを実施する。

食糧の備蓄については、食品の多様化や高齢者等に対応した備蓄を行う。

備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階へ設置する。また、浸水が想定される地域にある既存の備蓄倉庫においては、浸水対策等の検討を進める。

また、事業所等にも食料等の備蓄について協力を依頼する。

2 調達方法

被災当初は備蓄食料により対応し、以降は、市民生活部が福祉保健部の要請により調達する食料で賄う。調達方法、調達先、その他の調達に必要な事項は、市民生活部が定める計画による。

第2項 食品集積地及び輸送拠点

市役所の北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーション（平成21年度完成）を食品の地域内輸送拠点及び集積地として選定し、都福祉保健局に連絡しておく。

第3項 配布基準

被災者に対する炊出しその他による食品の給与は、その趣旨からして一時的に被災者の食生活を保護するものである。

被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）に定めるところによる。ただし、事情により、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

なお、災害救助法施行細則の直近の改正で定める被災用食品給与限度額は1人1日当たり1,020円以内 風水害発生の日から7日以内である。

第4項 被災者への配布

- 1 風水害発生時における被災者に対する食品等の給与は、市が実施する。
- 2 被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、市は都知事に応援要請する。
- 3 備蓄品として都が市に事前配布してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。
- 4 福祉保健部は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出し方法等について定めておくものとする。

第3節 生活必需品等の供給（福祉保健部・市民生活部）

被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）についても風水害発生時の被災者数を想定し、備蓄する。

第1項 生活必需品等の備蓄、調達体制

- 1 被災した住民への迅速かつ円滑な生活必需品等の供給を行うため、調達（備蓄を含む。）計画の策定に努める。調達計画は、被災世帯を想定し、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- 2 災害救助法適用後に生活必需品の供給の必要が生じた場合には、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当であると認められた場合は、現地調達を行うこととする。
- 3 生活必需品等の備蓄量を増やすとともに、避難所での困難な生活を少しでも解消し、プライバシー保護等を考慮した物品等の備蓄を積極的に進める。
- 4 生活必需品の配布は、まず備蓄品から行き、次に調達品（福祉保健部の要請により市民生活部が調達）で賄う。
- 5 市の緊急物資の保管場所は、市役所北庁舎駐車場及び（仮称）水防防災ステーションとする（平成21年度完成予定）とする。また、避難所として指定した小・中学校の余裕協室等を活用するなどし、分散して備蓄を進めるよう努める。

第2項 生活必需品等の配布

- 1 市本部長は、市が備蓄（都の事前配布分を含む。）する生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 2 都福祉保健局が市に寄託している備蓄物資は、都福祉保健局長の承認を得て配布する。
- 3 被災者への配布基準は原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所の開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定める。

第3項 被災者への給（貸）与

- 1 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与の配分方法等について定めておく。
- 2 風水害発生時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市本部長が実施する。
- 3 被災地区の市内において給（貸）与の実施が困難な場合は、市本部長は都知事に応援を要請する。
- 4 毛布、敷物等備蓄物資として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。

<災害救助法施行細則に基づく給（貸）与基準（直近の改正で定める額）>

1 夏季（4月から9月まで）

単位：円

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに
全焼、全壊又は 流出した世帯	17,700	22,700	33,500	40,100	50,900	7,400
半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	5,800	7,700	11,600	14,000	18,000	2,400

2 冬季（10月から3月まで）

単位：円

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに
全焼、全壊又は 流出した世帯	29,200	37,700	52,700	61,800	77,500	10,600
半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	9,200	12,200	17,400	20,600	25,900	3,400

第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物除去

第1節 ごみ処理計画（ごみ改革推進本部）

第1項 計画方針

風水害発生時に排出される塵芥を迅速に処理し、もって被災地の環境衛生の保全に努める。ごみ改革推進本部は、「作業計画」を樹立し、水が引き次第、被災地のごみ収集に当たる。被災地のごみ収集については短期間実施を目途とし、被災地の実情に応じ迅速に処理する。

第2節 し尿処理計画（ごみ改革推進本部）

第1項 し尿処理の方式

1 避難所

住居の被害を受けた世帯は、小中学校体育館等避難所で収容保護する。断水などの場合は、学校のプール等で確保した水を使用して、下水道機能の確保を図る。施設のトイレが使用不能の場合は便槽付きの仮設トイレを用意して、避難所の衛生環境を確保する。

2 地区

ライフラインの供給停止により従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況によっては、従前の住宅での生活を確保する必要がある。このため、地域の衛生環境を考慮し、地域の状況に合わせ、公園等に携帯トイレ、簡易トイレ、組立トイレまたは便槽付きの仮設トイレなどの多様な災害トイレを用意する。また、貯留式の災害用トイレが設置してある場合は、これを利用する。

3 家庭

断水により水洗トイレの使用が不可能になった場合、溜置きした風呂おけ等の水を利用するとともに、地区内の便槽付きの仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

4 事業所

便槽付きの仮設トイレ等を利用して、地域の衛生環境の維持に努める。

第2項 仮設トイレ等の備蓄状況

1 仮設トイレの備蓄

仮設トイレ等は、避難者及び避難所等の想定に併せて備蓄を進める。なお、仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。

<簡易トイレ備蓄状況>

(平成19年4月1日現在)

組立式トイレ			マンホールトイレ			使い捨て トイレ	簡易紙箱 トイレ
(大)	(洋式)	(小)	健常者	身障者			
153	4	27	49	5		800	20
117	36		27	22	5	備蓄 倉庫	備蓄倉庫
備蓄 倉庫	防災 センター	備蓄倉庫	備蓄 倉庫	各小・中学校			

2 生活用水の確保

仮設トイレを設置する各避難所においてし尿の処理のための生活用水の確保に努める。

第3項 清掃作業隊の編成

風水害発生時において作業隊を編成する。なお、不足分は臨時に雇い上げる。

第4項 し尿収集・搬入体制の整備

- 1 府中市リサイクルプラザに配置されている車をできる限り動員し、不足分は臨時に雇い上げる。
- 2 し尿処理作業については、集団的に浸水家屋が発生することが予想されるが、被災地区の作業には委託業者の車を雇い上げる。
- 3 汲み取り等を必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入する。

<物資、資材等備蓄保有状況>

品名	数量	所在		備考
		名称	場所	
スコップ	15	リサイクルプラザ	四谷6-58	
竹箒	20			
消毒用薬剤	50			
エンジンスプ	10			

<ごみ収集車、し尿車調達予定表>

区分	係・会社名	電 話	所在地	保有車両			調達可能台数	
				車 種	積載量	台数	台数	合計
ごみ関係	リサイクルプラザ 収集係	360-0355	四谷6-58	2tクレーン車	2t	3	3	12
				2tダンプ車	2t	8	8	
				4tクレーン車	2.5t	0	0	
				4tコンテナ車	4t	0	0	
	リサイクルプラザ 施設係	365-0502	四谷6-58	4tコンテナ車	4t	1	1	
し尿関係	(有)松村組	362-6700	日新町5-3-5	2tバキューム車	1.8t	1	1	1

第3節 障害物の除去

(都市整備部・税務管財部・ごみ改革推進本部・環境安全部)

障害物の除去は、風水害発生時に発生した道路、河川等の障害物を除去することにより、市民の日常生活や業務機能の維持確保を図ることを目的とする。

第1項 住居関係障害物の除去

1 目的

災害救助法が適用された風水害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活を営むのに支障を来している者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

2 都と市の分担

- (1) 市は、救助対象世帯を調査・選定し、都建設局に報告するとともに、都建設局を補助して障害物の除去を実施する。
- (2) 都建設局は、市の報告に基づいて、実施順位、除去物の集積地等を定め、市の補助を得て、障害物の除去を実施する。

3 障害物の除去の対象となる者

- (1) 生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産をもたない失業者等自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者であること。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入が困難な状態にある場合であること。

- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。ただし、本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。
- (4) 半壊または床上浸水したものであること。ただし、全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。
- (5) 原則として、法適用の原因となった風水害によって住家が直接被害を受けたものであること。

4 障害物の除去の方法

(1) 市

ア 救助対象世帯の調査

- (ア) 半壊及び床上浸水した全世帯を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況（被保護世帯、障害者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯、要保護世帯等の別）、市民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況等を調査する。
- (イ) 上記調査の結果に基づいて、3の資格を満たす救助対象世帯を選定して「障害物除去対象者名簿」を作成する。
- (ウ) 救助対象世帯数が、災害救助法に規定する一般基準である半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内にあるかどうかを確認し、超えているときは、対象数の引上げを都建設局に協議する。

イ 除去作業の実施

都知事（都建設局長）に「障害物除去対象者名簿」を提示して、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、都を補助して、障害物の除去作業を実施する。都建設局が集積地を決定するまでは、交通に支障のない路肩や公園等に一時集積する。

ウ 帳票の整備

障害物の除去を実施した場合は、次の書類、帳票等を整備し、保存する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 障害物除去の状況
- (ウ) 障害物除去支出関係証拠書類

第2項 道路関係障害物の除去

道路上の、破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づいて、総合的除去対策を立てて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。特に、緊急輸送道路は最優先に実施する。

市は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力体制を確保する。

第13章 遺体の取扱い

災害時に行方不明者または死亡者が発生したときは、搜索、収容、検視、検案、火葬等の各段階において府中警察署、市各部、多摩府中保健所及び関係防災機関の連絡を緊密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

第1節 遺体の搜索・収容等（市民生活部・府中警察署）

第1項 遺体の搜索

- 1 遺体等の取扱いに関する事務は市民生活部が関係防災機関の協力のもとにこれを担当する。
- 2 遺体の搜索
 - (1) 市民生活部が、府中警察署、消防団、関係防災機関及び地元自治会・自主防災組織の協力のもとに実施する。
 - (2) 府中警察署は警備活動に付随し、市が実施する遺体搜索に協力する。
 - (3) 府中警察署は行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め積極的に調査を実施する。
 - (4) 府中警察署は、救助救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に扱う。

第2項 搜索の期間等

- 1 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 2 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合には、搜索の期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにし、都知事に申請する。
 - (1) 延長の期間
 - (2) 期間の延長を要する地域
 - (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記入すること。）
 - (4) その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）

第3項 必要帳票等の整備

行方不明者の搜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて次の書類を整備する。

- 1 救助実施記録日計票
- 2 搜索用機械器具燃料受払簿
- 3 遺体の搜索状況記録簿
- 4 遺体の搜索用関係支出証拠書類

第2節 遺体の搬送（市民生活部・府中警察署）

遺族等による搬送が困難な遺体は、市民生活部が遺体収容所に搬送する。

また、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者・遺体発見日時・発見場所・発見時の状況・遺体の身元の認知の有無等について確認する。

第3節 遺体収容所の設営（市民生活部・文化スポーツ部）

第1項 遺体収容所の開設に関する事前準備

遺体収容所は原則として選定した地域体育館及び市民聖苑に設置するものとし、必要器具を確保する。

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を努めて事前に指定・公表する。

- 1 屋内施設とする。
- 2 1か所から4か所程度に限定する（少ない箇所数が望ましい）。
- 3 避難所や医療救護所など、他の用途と競合しない施設とする。
- 4 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。
- 5 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。
- 6 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

第2項 遺体収容所の設置

市は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び府中警察署に報告するとともに、住民等への周知を図る。

また、状況に応じて、都に応援要請をする。

第3項 遺体収容所での活動

- 1 市は、遺体収容所設置に関する初動的な対応や各種業務が一括して円滑に処理できるように遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等に当たらせる。
- 2 都及び府中警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。
- 3 汚土や汚物等が付着した遺体については、関係機関と連携し、遺体の洗浄や消毒等を行い、腐敗の防止に努める。
- 4 遺体処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。災害発生から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に都知事へ申請する。

第4節 検視・検案等（市民生活部・府中警察署・多摩府中保健所）

第1項 検視・検案

府中警察署は、検視班等を編成し、検視規則、警視庁検視規程、死体取扱規則及び都監察医務規定等に基づき、遺体の検視及び迅速、適正な措置を講ずるとともに、その取扱い経過を明らかにしておく。

都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成し、検案を実施する。また、必要に応じて医師会及び歯科医師会は協力する。

第2項 検視・検案活動の場所

検視・検案は市が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要性が生じた場合には、医療機関等の死亡確認場所において行う。

第3項 遺体の身元確認

府中警察署は「身元確認班」を編成し、身元確認作業を行う。身元が判明したときは着衣・所持金品と共に警視庁「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合には、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。

第4項 遺体の遺族等への引渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として府中警察署及び市が協力して行う。市職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

第5項 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

市は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第5節 火葬（市民生活部）

第1項 広域火葬の実施

市は都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

なお、本計画の想定地震である多摩直下地震（M7.3）が発生した際の遺体の火葬を地震発生後10日間以内に行うとした場合、に必要となる1日あたりの火葬場の能力は約8体である。

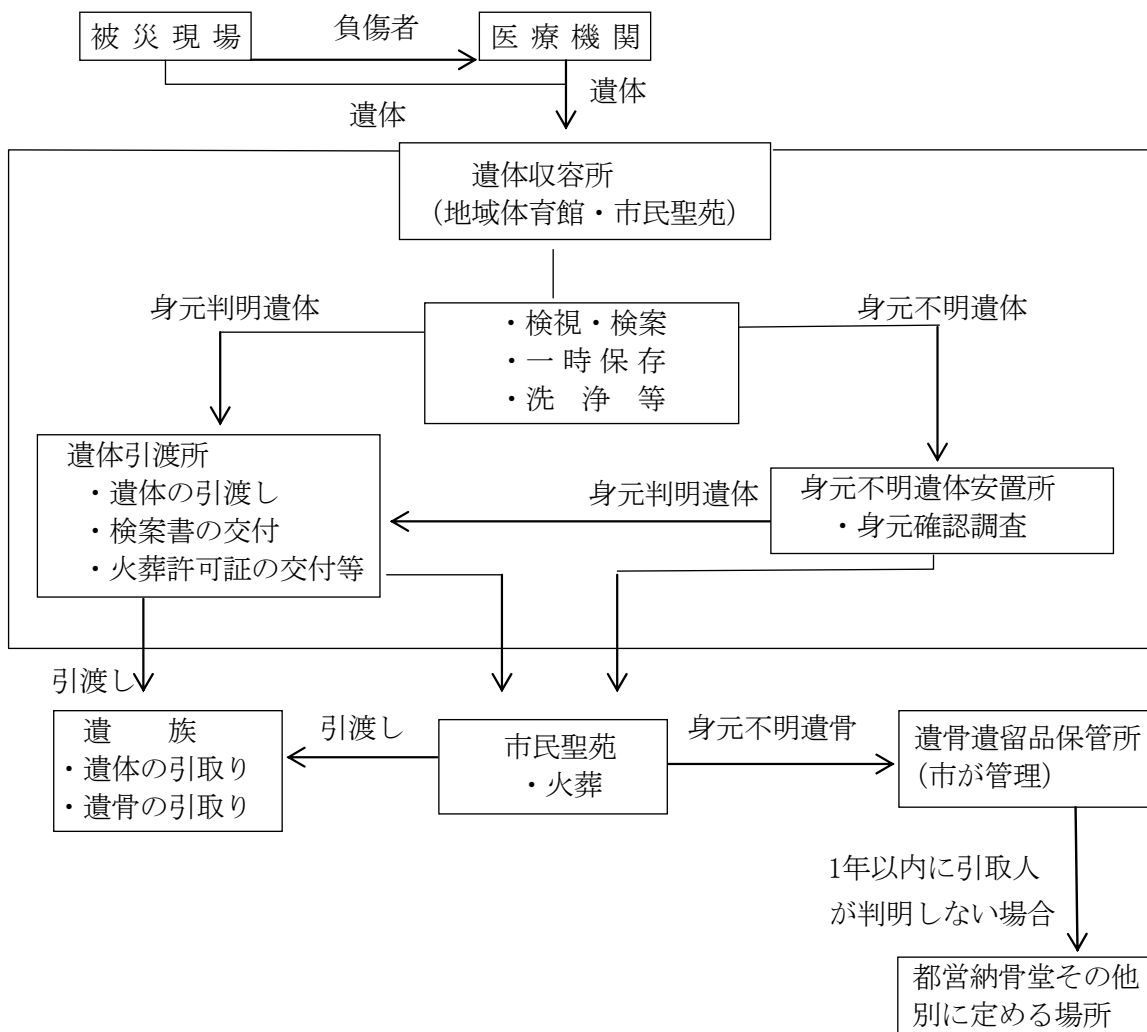
- 1 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬・協力を要請する。
- 2 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。

- 3 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を記載する。
- 4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。
また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

第2項 身元不明遺体の取扱い等

- 1 府中警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 市は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他の別の定める場所に移管する。
- 3 府中警察署は、市と協力して身元不明取扱いの遺骨の引取人を調査する。

<遺体取扱いの流れ>



第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係もは著しく高まっている。風水害発生時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにもつながり、市民生活への影響は極めて大きい。

このため、ライフライン施設関係機関では、それぞれ万全の活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設（環境安全部・多摩水道改革推進本部）

風水害発生時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都市整備部はこれに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡態勢等を確立する。

復旧は早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

第1項 活動態勢

1 動員態勢の確立

(1) 動員の確保

風水害の被災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ各部事業所別に職員の配備態勢を確立し、職員を指名し、併せて指名職員の担当業務を指定しておく。

なお、水道担当職員で不足する人員は、市本部を通じて各部、消防団及び多摩水道改革推進本部等の応援を求める。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材については、契約会社、指定給水装置工事事業者等の水道関係業者へ協力要請を行う。(資料編〇ページ、資料〇参照。)

2 情報連絡活動

応急対策を効率よく推進するためには、正確な情報を迅速に収集し伝達することが必要であるので、情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておく。

(1) 通信手段

一般加入電話が使用できない場合、給水対策本部内における連絡は、通信の疎通状況を勘案して以下の通信手段を用いて行う。

- ア 防災行政無線 5台
- イ 水道業務用無線 3台

(2) 被害状況の調査

各浄水所系列の配水管の被害状況を的確に把握し、二次災害を防止するため、必要な措置を講じる。

ア 調査の順位

被害状況、危険布設箇所及び給水先の優先度を考慮する必要があるが、浄水所に近い所から順次行う。

配水管調査の主な内容

(ア) 浄水所の確認

多摩水道改革推進本部に連絡し、各浄水所の被害状況を確認するとともに、送配水管の配水量、配水圧の異状の確認をする。

(イ) 給水装置の確認

個々の装置の被害状況を調査することは、困難を伴うため、市民の通報をもとに、その状況を把握する。

イ 被害状況の収集周知

各施設の被害状況を迅速に収集し、的確な処理方法を検討するとともに、その状況の周知に努める。

第2項 応急対策

1 復旧用資器材の整備

復旧に必要な管・弁類の材料は、平常業務との関連において、都市整備部が保有することが適当なものについては事前に確保しているが、材料が不足した場合には、メーカー及び他市などから調達する。

また、復旧活動に必要な資器材については、協力要請をしている関係会社から確保して対処する。

2 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

(1) 送・配水管路

ア 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

(2) 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

第3項 復旧対策

1 水源・導水施設の復旧活動

導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

2 管路の復旧計画

(1) 復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水所、給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

(2) 導・送・配水管路における復旧の優先順位

ア 第一次重要路線

導水管及び送水管

イ 第二次重要路線（直径400mm以上）

重要配水本管として指定した管路

(3) 給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設等は優先して行う。

第4項 多摩水道改革推進本部との連携

1 浄水所の開錠及び配水地よりの応急給水機材設置のための人員の派遣

2 水源井、浄水所及び配水ポンプの電源確認

3 水源井及び浄水所の被害状況の確認

4 水質及び水量の確認

以上を多摩水道改革推進本部と連携して、対応する。

第2節 下水道施設（環境安全部・都下水道局）

第1項 活動態勢

市本部の非常配備態勢に基づいて、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を行う。なお、環境安全部で不足する人員は、都下水道局流域下水道本部等に支援を求める。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資器材の整備

下水道施設の被害に対し、迅速に応急措置活動を実施するため、汚泥吸引車、高圧洗浄車、土のう袋等の資器材を備蓄している。

2 応急措置

- (1) ポンプ場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施行中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

第3項 復旧対策

1 ポンプ場

ポンプ場は、下水道の主要な機能に与える影響は少ないものと予想される。停電が発生した場合には、保有する非常用発電機により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については、比較的浅い位置に埋設されているので、経年化等による老朽管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなどの被害が発生し、被害箇所から管渠内に流れ込んだ土砂によって、流下機能が低下することが予想される。

管渠施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合は、用意している緊急用資器材を駆使して復旧に努める。

3 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、榦・取付管の復旧を行う。

第4項 北多摩第一号水再生センターの対策

1 応急復旧対策

停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図る。

また、被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。

第3節 電気施設（東京電力）

風水害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ施設の機能を維持することが必要である。

第1項 風水害発生時における連絡先

事業所所在地	東京電力㈱多摩支店武蔵野支社	武蔵野市西久保1-6-24
平日（8:40～17:20）	総務グループ	0422-57-2814
土日、祭日、夜間	当直責任者（日毎に交替で在勤）	0422-57-2436

第2項 応急復旧態勢

1 非常災害対策支部の設置

風水害が発生したときは、東京電力は、非常災害対策支部（支部とは武蔵野支社を指し、以下「支部」という。）を設置する。

2 非常態勢

災害が発生するおそれがある場合、また発生した場合に対処するための非常態勢は次の区分による。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<input type="radio"/> 災害の発生が予想される場合 <input type="radio"/> 災害が発生した場合	第1非常態勢
<input type="radio"/> 大規模な災害が発生した場合 （大規模な災害の発生が予想される場合を含む） <input type="radio"/> 東海地震注意報が発せられた場合	第2非常態勢
<input type="radio"/> 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 <input type="radio"/> 警戒宣言が発せられた場合	第3非常態勢

3 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに支部に出動する。
- (3) 交通途絶により支部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する支部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

第3項 応急対策

1 資材の調達・輸送

(1) 資材の調達

支部においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 第一線機関相互の流用

イ 支店対策本部に対する応急資材の請求

被災地及び当該店所との連絡が全く途絶し、かつ早期応急処置を必要とする時は、資機材を現地調達する。

(2) 資機材の輸送

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力の会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

2 危険予防措置

火災等の災害拡大を防止するため、警察並びに消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

第4項 復旧対策

各設備の復旧は、被災状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める復旧順位により実施する。

1 送電設備

(1) 全回線送電不能の主要線路

(2) 全回線送電不能のその他の線路

(3) 一部回線送電不能の重要線路

(4) 一部回線送電不能のその他の線路

2 変電設備

(1) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

(2) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所

(3) 重要施設に送電する配電用変電所

3 配電設備

(1) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線

(2) その他の回線

4 通信設備

- (1) 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線
- (2) 保守用回線
- (3) 業務用回線

第4節 ガス施設（東京ガス）

第1項 活動態勢

1 非常災害対策本部・支部の設置

暴風、大雨、洪水等の発生が予想され、又は発生した場合、風水害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各戦略本部に統括班を設置し、全社的な警戒体制及び非常災害体制組織を編成する。

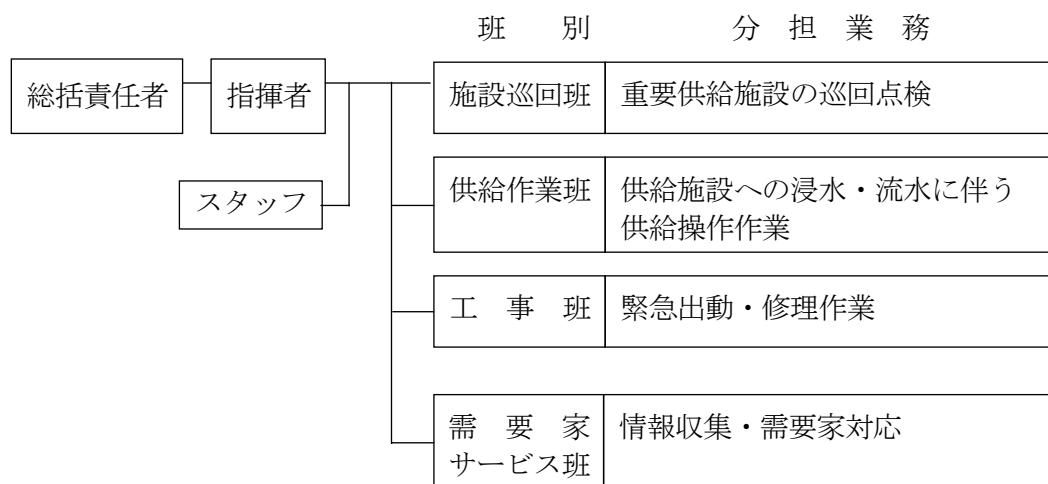
(1) 警戒体制の確立

支部の管理する地域に、暴風雨・大雨・高潮・洪水・大雪のいずれかの警戒が発令された場合、警戒体制を確立する。

(2) 非常災害体制の確立

本部の指示により、支部非常災害体制を確立する。

(3) 多摩導管ネットワークセンターの警戒組織



- ##### (4) 多摩導管ネットワークセンターの非常災害組織
- 社内基準に定める特別出動体制により組織する。

第2項 活動内容

1 警戒体制時活動

- (1) テレビ・ラジオ等による一般状況の確認
- (2) 社内外の情報収集
- (3) 情報収集及び連絡体制の強化
- (4) 施設別又は地域別の重点的な巡回点検の実施
- (5) 他工事現場の特別巡回点検の実施
- (6) 施設等の浸水・流水に伴う供給操作のための待機
- (7) 記録の収集・保管

2 被災時活動

- (1) ガス漏出による二次災害防止措置を行う。
- (2) 被災状況を把握し、被害の拡大の防止を図るとともに、適切な応急措置を行う。
- (3) 被害箇所の修復を行い、ガス開通のための安全確認を行った後、供給を再開する。
- (4) 需要家に対し、ガス施設の被害に対する不安を除くため、被災状況及び復旧予定等を、適切な手段により広報活動を行う。

第3項 ガス供給施設の風水害に対する安全化対策

ガス供給施設の設計は、ガス事業法・消防法・建築基準法・道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて、風水害の影響を考慮して行っている。また、浸水により機能支障を来す施設は、浸水の恐れのない位置に設置を行っている。

第5節 通信施設（NTT東日本－東京西）

第1項 活動態勢

1 災害対策本部の設置

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部またはこれに準ずる機関を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 社員の動員計画

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。

- (1) 社員の非常配置
- (2) 社員の非常招集方法
- (3) 初動時の要員の確保
- (4) 事業部門相互の応援要請方法

3 情報連絡

風水害の発生または発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づいて、気象庁から伝達される予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。

第2項 応急対策

1 風水害対策機器の配備

(1) 非常用移動電話局装置類

風水害によりNTTビルの交換機等所内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換機、大容量可搬形交換所装置、非常用電子交換機及び大容量可搬形電源装置を主要地域に配備している。

(2) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への移動無線車（TZ-403）及び衛星携帯電話の出動を図る。

(3) 移動電源車

長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内の主要地域に配備している。

(4) 応急復旧ケーブル

ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種の応急復旧用ケーブルを主要NTTビルに配備している。

2 風水害発生時に利用できる臨時電話、電報受付場所、災害用伝言ダイヤル

(1) 特設公衆電話の設置

風水害発生時には、硬貨を使用せずに通話が可能な特設公衆電話を、NTTビル、避難所などに設置する。

(2) 災害用伝言ダイヤル「171」の開設置

風水害が発生し、相当電話回線が混み合っている時に利用可能とする。開設時にはテレビ、ラジオ等の報道機関及び市の防災無線等で周知する。

3 電気通信設備の点検

風水害等が発生するおそれがある場合及び発生とともに、次の設備、資機材の点検等を行う。

(1) 電気通信設備の巡回・点検及び防護

(2) 風水害対策用機器及び車両の点検、整備

(3) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

(4) 風水害発生時措置計画及び施設記録等の点検と確認

4 応急措置

風水害により、通信施設が被災したとき、または異常ふくそう発生により、通信の疎通が困難または途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

- (1) 臨時回線の作成
- (2) 中継順路の変更
- (3) 規制等疎通確保
- (4) 風水害応急復旧用無線電話機等の運用
- (5) 特設公衆電話の設置
- (6) その他必要な措置

第3項 復旧対策

風水害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

1 災害復旧工事の計画、実施

- (1) 応急復旧工事
 - ア 設備等を応急的に復旧する工事
 - イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
- (2) 原状復旧工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- (3) 本復旧工事
 - ア 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - イ 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

2 復旧の順位

風水害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。

<復旧の順位>

順位	復旧する電気通信設備
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等（都市整備部・北多摩南部建設事務所）

第1項 道路・橋梁

風水害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは、う回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手する。

1 風水害発生時の応急措置

<各機関の応急措置>

機 関 名	応 急 措 置
市	(1) 市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて、都市整備部の道路パトロール、都建設局・府中警察署等への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。 この場合、収集した情報を市本部長及び都に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。 (2) 上下水道、電気、ガス電話等の道路専用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。 緊急のため、その時間がない場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後、連絡するものとする。
都	所管する道路、橋梁に関する被害状況を把握し、第一に緊急啓開路線について必要な措置を講ずる。 次に、二次災害の生ずるおそれのある箇所に応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物等の搬出等、必要な措置を行う。
関東地方整備局	被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、河川事務所、出張所においては、パトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路モニター等からの道路情報の収集に努める。巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、応急復旧並びに必要な応じて「う回道路」の選定等の処置を行い緊急輸送路の確保に努める。

2 応急復旧対策

<各機関の応急復旧対策>

機 関 名	応 急 復 旧 対 策
市	<p>水害等により被害を受けた市道については、原則として、緊急啓開路線指定の道路を優先し、次のような実施手順に従って、応急復旧を行う。</p> <p>(1) 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。</p> <p>(2) 応急復旧方法 ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ 路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。 ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 オ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端にたい積する。 カ 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、府中警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。 なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて行う。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。 キ 上記作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局又は自衛隊に応援要請の手続をとる。</p>
都	<p>応急復旧作業は、主に委託して行い、緊急道路啓開を最優先に行う。その後、逐次道路の啓開及び障害物の搬出並びに道路の埋没・決壊等で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがある箇所に応急復旧を行っていく。また、平素から資器材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。</p>
関東地方整備局	<p>パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、関東地方整備局風水害対策計画に基づいて、速やかに応急復旧工事を行い緊急輸送路としての機能確保に努める。</p>

第2項 河川及び内水排除施設

風水害による被害が発生した場合、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧を行い、併せて排水を行う。

1 災害時の応急措置

機 関 名	応急措置及び応急復旧対策
市	(1) 水防活動と並行して市内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに報告するとともに必要な措置を実施する。 (2) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに建設局に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水のはん濫による被害の拡大を防止する。 (3) 施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。
都建設局	(1) 災害が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 (3) 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 (4) 排水機施設等の被害をとりまとめるほか、総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。
都下水道局	(1) 水再生センター等の排水施設に被害を受けた場合は、特にはん濫水による被害拡大防止に重点を置き、市等との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。 (2) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。
関東地方整備局	(1) 直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、はん濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 (3) 都及び市等の行う応急復旧に関し、要請があれば技術的指導を行う。

2 緊急に復旧すべき施設

- (1) 堤防の破堤、護岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの

- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止、水門、樋門、樋管の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

第2節 鉄道施設（JR東日本・京王電鉄・西武鉄道）

風水害等災害の発生時に被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に、多数の人員を輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、各交通機関において、機敏かつ適切な応急措置を実施する。

第1項 運行基準

台風等異常気象時の被害を防止するため、各機関は、次の運行基準により対処する。

<各機関の運行基準>

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	降雨、降雪、強風等により風水害の発生が予想される場合は、鉄道運転規則、運転取扱心得等に基づいて、運転規制を行う必要がある区間の運転規制基準及び運転規制方法をあらかじめ定めて、速度規制又は運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。
京 王 電 鉄	強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を中止又は徐行とする。 1 運転指令長は、風速が毎秒25m以上と認めた場合は一時列車の運転中止を指令する。 2 運転指令長は京王線多摩川橋梁の水位計（桁下2.0m）の警報を認めたときは、当該橋梁を通過する列車に対し直ちに停車を指令する。 3 乗務員は冠水が軌道面上40mm以上になったときは列車を停止する。
西 武 鉄 道	運転司令長は、天候の状態に常に注意し、風雨が厳しくなったときは、次の指示をする。 1 風速が20m/s以上になったと認められるか、豪雨のおそれがあるときは、暴風雨警報を指令する。なお、風速が20m/s以上になったと認めたときは、時速55km/h以下で注意運転するよう指令をする。 2 風速が25m/s以上になったと認めたときは、時速25km/h以下で注意運転するよう指令をする。 3 風速が30m/s以上になったと認めたときは、列車運転の一時中止を命令する。

第2項 風水害発生時の応急措置

風水害発生時における各鉄道機関の応急措置は、次のとおりである。

1 活動態勢

<各機関の活動態勢>

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	(1) 八王子支社に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。 (2) 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告、応援の要請、外部機関との連絡対応に当たる。
京 王 電 鉄	台風等異常気象による風水害に対しては、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保することを第一とし、災害対策本部を設置し、速やかに被害の復旧に当たる。
西 武 鉄 道	風水害が発生した場合、その状況により本社に災害対策本部を、また、風水害発生時には現地復旧部を設置する。

2 浸水時等の対応

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	降雨、河川増水等により風水害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規則基準等並びに運転規制方法及び風水害時の復旧体制を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。
京 王 電 鉄	被害の予想される地点には、必要に応じて排水ポンプ、水位警報装置等、安全装置を施すとともに、状況に即して巡回員を派遣し、現状を把握し、輸送の安全を確保するとともに、排水など早期復旧に努める。
西 武 鉄 道	的確な情報収集と状況把握に努め、運転形態の変更、運転速度の低下等の運転規制、その他風水害発生防止に必要な措置を行うとともに災害発生時の対応措置を迅速に行う。

第3項 事故発生時の救護活動

風水害により、旅客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。
各機関の救護活動は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	風水害の発生とともに旅客の避難状況を把握して、次の措置を行う。 1 放送により状況を案内する。 2 負傷者、災害時要援護者等を優先救護する。 3 営業を中止して駅構内の混乱拡大を防止する。 4 被害の状況により救護所を開設する。
京 王 電 鉄	風水害発生時には、災害対策本部を設置し、負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、旅客の安全を確保するために、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行う。
西 武 鉄 道	風水害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 1 負傷者の救出については、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。 2 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 3 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

第4項 復旧対策

鉄道は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、早急な復旧が必要である。このため、各鉄道機関は、応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

各鉄道機関の復旧対策は、次のとおりである。

<鉄道の復旧対策>

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	線路及び電気施設の被害に対しては、輸送の重要度の高い線路から重点的に復旧作業を行うものとし、八王子支社は、事故復旧作業計画に基づいて、これに必要な次の対策を実施する。 1 社員の応急業務分担 2 応急工事用の労務の調達 3 応急工事用の機器の運用及び調達 4 応急工事用の器材の準備及び調達
京 王 電 鉄	あらかじめ定められている事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、予想される被害に応じて従事員を動員して、速やかに対応する体制をとる。
西 武 鉄 道	運輸部、電気部、工務部及び車両部においては、それぞれの内規により風水害に即応可能な人員及び資材の手配を行う

第3節 社会公共施設等

(政策総務部・市民生活部・文化スポーツ部・税務管財部・福祉保健部・教育委員会・環境安全部)

風水害発生時において、病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設における的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながるもので極めて重要である。

第1項 病院等（福祉保健部・医療機関）

- 1 停電時の措置として非常用電源の確保
- 2 給水不能時の措置として用水の確保
- 3 ボイラー使用不能時の措置としての代替燃料等の確保
- 4 患者の避難措置として避難計画の確立
- 5 重要機材の保管措置及び持ちだしの体制

第2項 社会福祉施設等（福祉保健部）

高齢者、障害者（児）、児童等は、風水害発生時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であると予想されることから、これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため平常時から関係機関と連絡を密にするとともに、風水害発生時には自主的な風水害活動を実施し、応急措置を行う。

- 1 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な救助計画を樹立し万全を期する。
- 2 責任者は、自衛防災組織を編成し、風水害発生時には役割分担に基づいて行動する。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報するとともに、状況に応じた臨機な措置を講ずる。
- 4 自主的な風水害活動に支障が生じた場合は、関係機関に応援を要請する。
- 5 責任者は、施設の応急修理を迅速に実施する。

第3項 市営住宅（市民生活部）

市営住宅に居住する者は、できるだけ自衛措置を講ずるとともに緊急時には市民生活部又は関係機関へ通報する。

第4項 学校施設（教育委員会所管施設）

- 1 応急対策
 - (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
 - (2) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
 - (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
 - (4) 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。

(5) 学校の応急修理は、迅速に実施する。

2 復旧計画

公立学校の施設が風雨等で被害を受けた場合には、市教育委員会は、被害状況を調査し、甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育委員会と調整し、授業再開計画などを作成する。また、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立てて、速やかに復旧を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。

第5項 文化財施設（文化スポーツ部）

文化財は貴重な国民的財産であることにかんがみ、設備備品等の転倒・落下防止措置、薬品等危険物資による危害の予防に努めるとともに、風水害が発生した場合は、次の風水害応急措置を講ずる。

- 1 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は直ちに府中消防署又は消防団等へ通報し、被害拡大防止に努めなければならない。
- 2 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は速やかに被害状況を調査し、その結果を文化スポーツ部に報告するとともに、都指定の文化財にあつては都教育委員会に、国指定の文化財にあつては文化庁に報告する。
- 3 関係防災機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。
- 4 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化スポーツ部、都教育委員会及び文化財管理者において修復等について協議を行う。

第6項 社会教育施設・文化施設及び保養所等（市民生活部・文化スポーツ部）

社会教育・文化施設及び保養所等の管理者は、利用者が不特定多数であることから、様々な状況を想定した風水害発生時の行動計画の確立を図る。

- 1 施設管理責任者は自主的な自衛防災班を編成し、風水害発生時には、施設等職員は役割分担に基づいて行動する。
- 2 避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に災害時要援護者の安全を確保する。
- 3 避難所となった場合、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- 4 被災後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館・開場する。

第7項 コンピューターシステムへの被害の防止（税務管財部）

風水害が発生した場合に、コンピューターシステムへの被害が最小限に止められるよう措置を講ずる。また、被害にあった場合でも機能回復を一刻もはやくできるような応急復旧計画を樹立する。

1 予防

- (1) ホストコンピュータ及び周辺機器等のハードウェアの風水害対策を図る。
- (2) 自家発電機、無停電装置、配線等の電源設備や空調設備等が風水害発生時でも稼働できるよう必要な措置を講ずる。
- (3) ソフトウェア、各種データは最新の状態で保管、復旧できるよう措置を講ずる。
- (4) 風水害発生時におけるデータ復旧処理、操作方法、手順の文書整備を行う。

2 応急対策

- (1) ホストコンピュータが稼働できない状態であっても、住民記録等の基幹情報は、即日、ネットワークを介して利用できるよう措置する。
- (2) インターネット等により、被災者の安否情報の提供、その他の情報等が受発信できるよう措置を講ずる。

3 災害復旧

- (1) 基幹システムは他のホストコンピュータに業務プログラム、基本データ等を持ち込み、処理できるよう検討する。
- (2) ハードウェア、ソフトウェア復旧に当たり、復旧器材の優先入手及びシステムエンジニアの人材の確保について、コンピュータメーカーと風水害発生時における復旧協定を確立する。

第8項 その他

住家、事業所等の建造物の風水害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建造物管理者、市民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずるものとする。

1 風害に対して

- (1) 風によって屋根が飛ばされない措置を講ずること。
- (2) 瓦・トタン等屋根葺材料が飛ばされないよう補強すること。
- (3) 外壁の主要な部分に丸太等で控柱をとること。
- (4) 外壁の主要な部分に貫材等で仮筋かいをすること。
- (5) 風が直接屋内に吹きこまないよう開口部を補強すること。
- (6) 建具が飛ばされないように建具を敷居に緊結すること。
- (7) このほか必要と思われる措置を講ずること。

2 水害に対して

- (1) 地下室に水が入らないよう措置を講ずること。
- (2) がけ崩れに十分注意すること。

- (3) がけ崩れの恐れがあるときなどは、市役所、府中消防署、府中警察署等へ通報すること。
- (4) 浸水しやすい地域では、早目に準備しておくこと。
- (5) このほか必要と思われる措置を講ずること。

3 火災に対して

- (1) 火災を出さないため、火気使用設備器具使用に際して、火災発生のおそれのある設備器具は常に安全な状態で使用すること。
- (2) 初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- (3) 防火設備、避難設備、消火設備、避雷設備等は、常に点検し機能保持に努めること。
- (4) 避難する場合は、風上の安全な場所に避難すること。

4 風水害全般に対して

- (1) 火災に対応するため、初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- (2) 鋸、梃子、棒、バール、斧等を準備すること。
- (3) 非常持出し物は、一か所にまとめておくこと。
- (4) 可燃性のガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、閉め方を家族全員に知らせておくこと。
- (5) 携帯ラジオ・家庭医薬品を備えておくこと。
- (6) 風水害によって電線が切断されることがあるから、十分注意すること。
- (7) 隣保共助の方法を講じておくこと。
- (8) 避難する場合は関係機関の指示、誘導に従うこと。
- (9) 公共機関からの情報を信じ、デマにまどわされないようにすること。

第9項 借地借家法の特別の適用に関する計画（政策総務部・税務管財部）

- 1 風水害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係につき種々の問題が起こるおそれのある場合は、市長は「罹災都市借地、借家臨時処理法」(昭和21年法律第13号)の適用を図るものとする。

2 申請手続

「罹災都市借地、借家臨時処理法」の適用を申請しようとする場合、あらかじめ電話又は口頭により都知事（都市整備局）を経由し、国土交通省住宅局住宅総務課に連絡した後、速やかに資料編〇ページ、資料〇の別記様式に基づいて申請書を作成し、国土交通大臣あて申請する。

第16章 応急生活対策

風水害発生時には、住家が流出、又は破損することが予想される。このため、自己の資力で再建又は応急修理ができない被災者を対象に、応急仮設住宅の設営及び居住に供するための最小限の応急修理を実施し、被災者の住居を確保し、生活の安定を図る。

第1節 家屋・住家被害状況調査等（税務管財部・府中消防署）

第1項 調査の目的

被災世帯の生活再建支援の基礎資料とするため、被災後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

第2項 調査の実施

調査があたっては、関係する防災機関と必要な情報について、連携を図るものとする。

税務管財部は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定めるものとする。これに基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、調査結果を都本部に報告するとともに、り災台帳を作成する。

第3項 り災証明書の発行

1 手続

税務管財部は、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかにより災証明書を発行する。

2 り災証明の対象となる範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害において、次の事項について証明する。

- (1) 全壊
- (2) 大規模半壊
- (3) 半壊
- (4) 一部破損
- (5) 床上浸水
- (6) 床下浸水
- (7) 流失
- (8) その他

3 り災証明書の発行は、り災世帯の世帯主又は家族が申請し、その手数料は無料とする。

4 証明書の様式

証明書の様式は、資料編〇ページ資料〇のとおりとする。

第2節 被災住宅の応急修理（市民生活部・都市整備部）

第1項 実施主体

災害救助法適用後の被災住宅の応急修理は都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用外で、市本部長が特に必要と認めた場合は、市において行う。

第2項 修理の対象

修理の対象は、風水害により住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、かつ、自己の資力では応急修理ができない者とする。

第3項 修理の方法

1 修理戸数

災害救助法適用後の修理戸数は、都知事が、厚生労働大臣と協議し同意を得た上で決定する。

災害救助法が適用されない場合等については、市本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

2 修理の内容及び経費

修理は、居室、屋根、台所、便所等の日常生活に欠くことができない部分について、最小限度の応急的なものを行う。

また、1世帯当たりの修理の費用は、国の定める基準による。この費用の中には、原材料費、労務費、輸送費、工事事務費等の一切を含む。

3 修理の期間

原則として、風水害発生の日から1か月以内とする。

4 修理工事

災害救助法適用後の修理工事は、都都市整備局の監督の下に(社)東京建設業協会があっ旋する業者が行う。

災害救助法が適用されない場合等については、市民生活部長の依頼に基づいて、都市整備部長が府中市建設業協会の協力を得て実施する。

5 帳票の整備

住宅の応急修理を実施した場合、都都市整備局と市は協力し合い、別途定める帳票を整備保存する。

第4項 修理住宅の選定

1 都が修理住宅の選定を行う場合は、市民生活部（住宅勤労課）及び都市整備部（建築課）はこれに協力する。

- 2 市が修理住宅の選定を行う場合は、市民生活部（住宅勤労課）が都市整備部（建築課）の協力を得て調査班を編成し、被害の程度・深刻さ、被災者の資力、住宅事情、その他生活条件を十分に調査し実施する。

第5項 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が風水害により著しく損傷を受けた場合については、市民生活部（住宅勤労課）が都市整備部（建築課）の協力を得て、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

なお、都営住宅、その他の公営住宅については、それぞれ所管する都都市整備局、都住宅供給公社、都市再生機構等が被害状況を緊急調査し、修理の必要な箇所については、迅速に応急修理に当たることとなっている。

- 1 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
- 2 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
- 3 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第3節 応急仮設住宅の供給（市民生活部・都市整備部・水と緑事業本部）

第1項 設営地の選定

1 設置主体

災害救助法適用後の応急仮設住宅の設置は、都が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法の適用外においても、市本部長が特に必要と認めた場合、市において行う。

2 建設地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、都市公園、仲よし広場等の一部で、次の条件を考慮し、市民生活部長が関係各部長の協力を得て決定する。

ただし、被害状況によりやむを得ない場合には、市内小・中学校体育館等に間仕切りを設けて、応急住宅の一部として利用する。

(1) 建設地の条件

- ア 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと
- イ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと
- ウ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること
- エ 交通の便がよいこと
- オ 公有地であること
- カ 敷地が広いこと

なお、都市公園等で応急仮設住宅の必要面積を確保できない場合は、調布基地跡地暫定少年野球場・サッカー場等を充てる。

建設予定地の詳細については、資料編〇〇ページ、資料〇〇を参照。

第2項 応急仮設住宅の建設及び管理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 建設戸数

ア 災害救助法適用後は、市本部長が必要であると認めた場合、直ちに都知事（都総合防災部）に要請する。なお、都の基準建設戸数は、厚生労働大臣と協議し同意を得た上で知事が決定する。

イ 災害救助法適用前等に市が実施する場合は、市本部長が風水害の状況に応じてその都度定める。

(2) 住宅の構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯向け住宅などを設置する。

(3) 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7㎡（8坪）を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

(4) 着工

風水害発生の日から20日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から2年以内とする。

(5) 建設工事

災害救助法適用後の応急仮設住宅の工事は、都都市整備局の監督のもとに、(社)東京建設業協会及び(社)プレハブ建築協会が受託する業者が行う。

災害救助法適用前等に市が実施する場合は、市民生活部長の依頼に基づいて、都市整備部長が府中市建設業協会及びプレハブ会社の協力を得て実施する。

2 入居者の選定

(1) 災害救助法適用後、都が入居者の選定を行う場合は、市はこれに協力する。

ア 入居者の募集計画は被災状況に応じて都が策定し、市に住宅を割り当てるものとする。割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割当てが、所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。住宅の割当てを受けた市は、市内の被災者に対し募集を行う。

イ 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して市が行う。

(2) 市が入居者の選定を行う場合は、次のとおり行う。

ア 資格基準

入居の対象となる者は、風水害により住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家がない者であり、かつ、自己の資力によっては住宅を確保できない者とする。

イ 入居者の選考

入居者の選考は、選考基準を定め、被災の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を審査の上、市民生活部長が税務管財部長、福祉保健部長、都市整備部長と協議して定める。

3 応急仮設住宅の管理

(1) 災害救助法適用後、都が管理するものについては、市はこれに協力する。

(2) 市が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め市民生活部（住宅勤労課）が行う。

(3) 応急仮設住宅を建設した場合、都都市整備局及び市は協力し、別途定める書類・帳票を整備保存しておくものとする。

第3項 一時提供住宅の供給

都営住宅、市営住宅等公的住宅等に空き家があった場合、応急仮設住宅の入居資格・募集・選考方法に準じ、都と市民生活部は協力して、応急的な住宅を供給するよう努める。

第4節 教育・福祉・労務計画（政策総務部・福祉保健部・教育委員会）

第1項 応急教育

風水害時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、災害予防、応急対策等について計画を定める。

1 応急教育計画の策定

(1) 事前の準備

ア 学校長又は園長（以下、本節において「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮し、災害時の「応急教育計画」、指導の方法などについてあらかじめ適正な計画を立てる。

イ 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

(ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討してその周知を図る。

(イ) 市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等が参加、協力する。

(ウ) 市教育委員会、府中警察署、府中消防署、消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡や、非常召集の方法を定め、職員に周知させておく。

(オ) 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を整備充実し、また、学校医

や地域医療機関等との連携を図る。

- ウ 在校中や休日等の部活動など、児童生徒等が学校(園)の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。
- エ 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。

(2) 災害時の対応

- ア 学校長等は、児童生徒等が在校中や休日の部活動など、学校(園)の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護し、安全確認ができる場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。
- イ 学校長は、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童生徒等の安全な引渡しを図る。
- ウ 学校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告し、災害対策に協力する。
- エ 学校長等は状況に応じ、市教育委員会と連絡の上臨時休校等適切な措置をとる。
- オ 学校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、教育活動再開のための場所の確保するほか、避難所部分について住民の協力が得られるよう努める。
- カ 学校長等は準備した「応急教育計画」に基づき災害状況に即した応急の指導を行う。
- キ 「応急教育計画」については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 学校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。
- イ 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ウ 市教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、指導主事は、被災学校等の運営について助言と指導に当たる。
- エ 市教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り指示事項伝達の徹底を期する。
- オ 「応急教育計画」に基づき、学校等へ収容可能な児童生徒等を保護し、指導する。教育活動の再開に際しては、指導に当たっては健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- カ 学校長等は、教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- キ 他の地区に避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情

の把握に努め、避難先の訪問などにより、前記オに準じた指導を行うように努める。

ク 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

ケ 学校長等は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業（保育）にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び給与（支給）計画

(1) 給与（支給）の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障がある小中学校の児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書、教材、文房具及び通学用品を給与（支給）する。災害救助法の適用を受けるに至らない被害の場合においては、市が実施するものとし、災害救助法適用後は、都が実施し、市はこれに協力する。

(2) 給与（支給）の時期

災害発生の日から、教科書、教材については、1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。ただし、交通や通信等の途絶により、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合は、都知事が厚生労働大臣の承認を受け必要な期間を延長することができる。

(3) 給与（支給）の方法

教科書及び学用品は、都知事が一括購入し、被災児童及び生徒に対する配分は、市本部長が実施する。

(4) 費用の限度

ア 教科書

児童及び生徒に対し支給した教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則の直近の改正で定める額

3 学校納付金等の減免

市教育委員会は、被災した児童生徒等に関する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

第2項 応急福祉

被災者のうち、恒常的に福祉サービスや援護を必要とする災害要援護者に対して、サービスの継続・援助を迅速に行い、保護を図る。

1 要援護者に対する援助

(1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

(2) 市は、必要に応じ、民間団体に対応可能な分野における協力を依頼する。

(3) 各実施機関の体制をもってしては援護措置の実施が困難な場合、市長は都知事に応援協力を要請する。

- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設する。必要に応じ都に協力要請する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次実効のある当面の措置を講ずる。
- (6) 市は災害時要援護者に対し、優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行いマンパワー確保に助力する。
- (7) 実施項目
 - ア 被災した援護が必要な高齢者の社会福祉施設等への一時的収容保護のあっ旋
 - イ 被災者に対する生活相談
 - ウ 被災世帯の幼児・児童に対する臨時保育の実施
 - エ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け
 - オ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用
 - カ 被災母子世帯に対する母子福祉資金の貸付け
 - キ 被災身体障害者に対する援護
 - ク 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

2 要援護者の把握

市はあらかじめ、災害時要援護者については、安否確認等福祉活動に必要な事項をまとめたリスト等を作成し、風水害発生時に通常の福祉活動が実施できるような体制を確立する。

第3項 労働力の確保

風水害発生時においては、応急対策等の作業を行うにあたって、市の職員のみでは十分な対応ができないことが想定されるので、労力の不足を補うため、供給可能な作業員等労働力の確保に努める。

1 雇用対策

(1) 雇用対象者

風水害発生時において必要とする作業員等は、雑役土工等の労働に耐え得る能力のある者で、雇上対象者は、公共職業安定所（労働出張所）の日雇求職者とする。

(2) 賃金

公共事業設計労務単価表の定めるものとする。

2 労働供給手続

(1) 労働供給の要請

市は、作業員等の雇用を必要とするときは、所要人員を東京労働局に要請する。

(2) 作業員等の引渡し

ア 市は、都から作業員等を確保した旨連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配置措置を講じ、作業員等の待機する場所において東京労働局又は公共職業安定所職員立会いの上、作業員等の引渡しを受ける。

イ 市は、作業終了後においても、先の待機場所又は適宜の交通機関までの作業員等の輸送を行う。

(3) 賃金の支払い

賃金は、政策総務部（職員課）においてあらかじめ予算措置し、就労現場において作業終了後直ちに支払う。

第17章 災害救助法の適用（環境安全部）

第1節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによる。具体的適用基準は、次のとおりである。

- 1 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- 3 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は風水害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

第2節 被災世帯の算定基準

第1項 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊、又は著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

第2項 住家の滅失等の認定

- 1 住家が滅失したもの
 - (1) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
 - (2) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、(1)には達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの。
- 2 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの。
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
 - (1) 1の(1)、(2)に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
 - (2) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。

第3項 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法の適用手続と救助事務

第1項 救助適用申請

- 1 風水害に際し、市における風水害が前記第1節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込があるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。
- 2 風水害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を持つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受ける。

第2項 要請手続

市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局総合防災部防災対策課に対し、次に掲げる事項について、あらかじめ口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- 1 風水害発生の日時及び場所
- 2 風水害の原因及び被害状況
- 3 適用を要請する理由
- 4 必要な救助の種類
- 5 適用を必要とする期間
- 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他の必要な事項

第3項 救助事務の実施

- 1 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 2 風水害の事態が緊迫して、都知事の指揮を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後処理に関し都知事の指揮を受ける。

第4項 報告

- 1 災害救助法の規定に基づく救助措置等の都知事に対する報告は、第2項の要請手続に応じ
て行う。
- 2 各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を整理し、
救助事務の実施の都度又は完了後速やかに市長に提出する。
- 3 風水害の事態が急迫して都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災
害救助法の規定による救助に関して都知事を補助するため救助に着手し、その状況を直ちに
都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。

第5項 救助の種類

- 1 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、
次のような種類の救助がある。
 - (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 風水害にかかった者の救出
 - (6) 風水害にかかった住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 遺体の搜索及び処理
 - (11) 風水害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を
及ぼしているものの除去
 - (12) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等は、資料編〇ページ、資料〇のとおりであ
る。

第4節 災害救助基金の積立

第1項 計画目標

災害救助法等に基づく、応急仮設住宅の供与、避難所の設置及び食料・生活必需品の給与な
どの応急救助その他風水害対策に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、
市はその財源に充てるため災害救助基金を積立っている。

第2項 現況・事業計画

平成19年3月31日現在の積立額は812,193千円である。

今後とも、積立目的・積立額、あるいは運用目的・運用額等を検討する。

*府中市基金条例：市民が災害の発生により受けた被害に対して、市が災害救助に要する経費の財源に充てることを目的とする。